

地域指定年度	昭和47年度
計画策定年度	昭和49年度
計画見直し年度	昭和55年度
	昭和62年度
	平成9年度
	平成18年度
	平成26年度
	令和7年度(予定)

東海農業振興地域整備計画書

「新旧対照表」

(案)

令和7年3月

愛知県東海市

Ⅱ 農業振興地域整備計画書新旧対照表
第1 農用地利用計画

変 更 案		変 更 前（現在）		変更理由
1 土地利用区分の方向 (1) 土地利用の方向 ア 土地利用の構想	東海市（以下『本市』という。）は、知多半島の西北端に位置し、人口 <u>113,242</u> 人（ <u>令和7年4月</u> ）、行政面積 <u>4.343</u> ha を有する。地域の西には埋め立て地の臨海工業地帯があり、内陸部中央の平坦地に農用地と市街地が広がり東部の丘陵部には樹園地や山林・原野等が展開している。 年間の平均気温は約 <u>17.7℃</u> （ <u>平成30年</u> ～ <u>令和5年</u> の平均）、年間の平均降水量は約 <u>1,266</u> mm（ <u>平成30年</u> ～ <u>令和5年</u> の平均）と比較的温暖で農業に適した自然条件である。 高度成長期以降の工業化・都市化に伴う人口の増加及び都市的な土地需要は鎮静化し安定期にあるが、（都）伊勢湾岸道路、（都）高速3号線（名古屋高速4号東海線）の開通や、（都）伊勢湾岸道路の東海 JCT（ジャンクション）から <u>中部国際空港の入り口である常滑 JCT</u> （仮称）を結ぶ計画の（都）西知多道路（西知多産業道路）により、本市の開発ポテンシャルを高め、人口の増加及び都市的な土地需要が増加すると予想される。 土地利用の方向としては、臨海部は重工業地帯、臨海部と内陸部との境には緩衝緑地帯、市内中央部は商業・住宅地域、東部の丘陵地及び南部にかけて農業地域を形成する。 農業地域は、 <u>土地改良事業を行った地区をはじめとした面的にまとまった一団の農地について、グリーンインフラとして環境対策や防災対策などの多面的な機能を持つことから、維持・保全を図る。そのほかの農地についても、無秩序な開発の抑制に努める。</u> 商業地域においては、 <u>観光施設、宿泊施設とホテルなどの複合施設等の立地誘導を図る。また、鉄道駅周辺では、公共交通の利便性を生かし、高度利用も含めた世代に応じた居住の誘導や居住と一体となった店舗を含む商業をはじめとする生活サービス施設の充実を図り、都市拠点を補完する拠点として利便性を高めていく。隣接する農業振興地域との土地利用調整は引き続き必要である。</u>	東海市（以下『本市』という。）は、知多半島の西北端に位置し、人口 <u>112,484</u> 人（ <u>平成26年8月</u> ）、行政面積 <u>4.345</u> ha を有する。地域の西には埋め立て地の臨海工業地帯があり、内陸部中央の平坦地に農用地と市街地が広がり東部の丘陵部には樹園地や山林・原野等が展開している。 年間の平均気温は約 <u>16.1℃</u> （ <u>昭和54年</u> ～ <u>平成24年</u> の平均）、年間の平均降水量は約 <u>1,475</u> mm（ <u>昭和51年</u> ～ <u>平成24年</u> の平均）と比較的温暖で農業に適した自然条件である。 高度成長期以降の工業化・都市化に伴う人口の増加及び都市的な土地需要は鎮静化し安定期にあるが、（都）伊勢湾岸道路、（都）高速3号線（名古屋高速4号東海線）の開通や <u>常滑市沖の中部国際空港の開港</u> 、（都）伊勢湾岸道路の東海 JCT（ジャンクション）から <u>知多横断道路の常滑 JCT</u> （仮称）を結ぶ計画の（都）西知多道路（西知多産業道路）により、本市の開発ポテンシャルを高め、人口の増加及び都市的な土地需要が増加すると予想される。 土地利用の方向としては、臨海部は重工業地帯、臨海部と内陸部との境には緩衝緑地帯、市内中央部は商業・住宅地域、東部の丘陵地及び南部にかけて農業地域を形成する。 農業地域は、 <u>都市近郊型農業として土地利用型から施設型農業へと移行し、単位面積当たりの収益性の高い農業へと展開していく必要があるが、土地利用型農業においても農用地の利用集積、機械の高性能化等により作業効率を高め経営基盤の強化を図る。</u> 商業地域においては、 <u>中心市街地整備が全市的な重要課題であり整備が進む中、隣接する農業振興地域との土地利用調整が必要となっている。</u>	現在の数値に修正 字句の修正	

変 更 案												変 更 前（ 現 在 ）												変更理由						
さらに、農業振興地域内の農業集落から住宅等の都市的土地需要があった場合、農業構造の改善を進め、農業生産の将来目標を踏まえた農地を確保しつつ総合的な土地利用を第7次東海市総合計画（2024～2033）、東海市都市計画マスタープラン（2023～2033）及び都市計画法等関係法令の調整の中でこれらに対応し本計画の達成を図る。															さらに、農業振興地域内の農業集落から住宅等の都市的土地需要があった場合、農業構造の改善を進め、農業生産の将来目標を踏まえた農地を確保しつつ総合的な土地利用を第6次東海市総合計画、東海市都市計画マスタープラン（2011～2023）及び都市計画法等関係法令の調整の中でこれらに対応し本計画の達成を図る。															字句の修正
単位：ha、％															単位：ha、％															
区分 年次		農 用 地		農 業 計 画 設 置 地		森 林 ・ 原 野		住 宅 地		工 場 用 地		そ の 他		計		農 用 地		農 業 計 画 設 置 地		森 林 ・ 原 野		住 宅 地		工 場 用 地		そ の 他		計		
		実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	
現在 (令和7年)		411	36.5	2	0	56	5.0	100	8.9	＝	＝	＝	＝	556	49.4	1,115	100	＝	＝	＝	＝	＝	＝	＝	＝	＝	＝	＝	＝	
目 標 (令和17年)		254	22.6	2	0.2	60	5.3	130	11.6	＝	＝	＝	＝	679	60.4	1,115	100	＝	＝	＝	＝	＝	＝	＝	＝	＝	＝	＝	＝	
増 減		△157		＝		4		30		＝		123		＝		＝		＝		＝		＝		＝		＝		＝		
(注) 1 工場用地は、その他に含め、																														
2 現在の数値は、地番管理調査（登記簿地積）による。（令和7年3月現在）																														
3 目標の数値は、開発構想120ha、行政案件0.1ha、個別案件37ha（年3.7haと想定）の計157.1haの減少とした。																														
イ 農用地区域の設定方針															イ 農用地区域の設定方針															現在の数値に修正
(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針															(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針															
本地域内にある現況農用地411haのうち、a～cに該当する農用地で、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地約293haについて、農用地区域を設定する。															本地域内にある現況農用地605haのうち、a～cに該当する農用地で、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地約410haについて、農用地区域を設定する。															
(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)															(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)															
		地域、地区及び施設等の 具体的な名称又は計画名		位 置 (集落名等)		面 積		農 用 地		森 林 其 他		計		備 考		農 用 地		森 林 其 他		計		備 考								
						ha																								
該当なし						ha		ha		ha		ha				ha		ha		ha										
a 集团的に存在する農用地（10ha以上の集团的農用地）															a 集团的に存在する農用地（10ha以上の集团的農用地）															字句の修正
b 国が実施は補助する農業生産基盤整備事業の施行に係る区域内にある土地															b 国が実施または補助する農業生産基盤整備事業の施行に係る区域内にある土地															
c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地															c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地															字句の修正
ただし、a～cの土地であっても、次の土地については農用地区域には含まない。															ただし、a～cの土地であっても、次の土地については農用地区域には含まない。															

変 更 案	変 更 前 (現 在)	変更理由
(a) 集落区域内（連続集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地で、団地規模が10ha未満の農用地 該当集落数 4地区 該当農用地面積 約 <u>36.7</u>ha A地区一名和・荒尾・富木島西部地区(荒尾地区) <u>9.8</u>ha B地区一富木島南部・加木屋北中部・木田高地区(加木屋地区) 約 <u>22.5</u>ha C地区一大田新田地区 約 <u>3.3</u>ha D地区一養父・高横須賀・加木屋南西部地区(養父高地区) 約 <u>1.1</u>ha (b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地 約 <u>26.2</u>ha (c) その他の農用地（中心集落の整備に伴って拡張の対象となる集落周辺農用地） 約 <u>55.1</u>ha (イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針 本地域内にある土地改良施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在し、<u>△</u>は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて農用地区域を設定する。 (ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針 本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、<u>△</u>は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて農用地区域を設定する。 (エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針 山林、原野等については上記(ア)(イ)(ウ)の土地の農業上の利用を確保するために必要な土地について、農用地区域を設定する。 <u>(オ) 地域計画に関連する土地についての農用地区域の設定方針</u> <u>地域計画の達成及び地域特性に即した農業の振興に必要な土地について、農用地区域を設定する。</u>	(a) 集落区域内（連続集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地で、団地規模が10ha未満の農用地 該当集落数 4地区 該当農用地面積 約 <u>16.3</u>ha A地区一名和・荒尾・富木島西部地区(荒尾地区) <u>0</u>ha B地区一富木島南部・加木屋北中部・木田高地区(加木屋地区) 約 <u>11.2</u>ha C地区一大田新田地区 約 <u>4.8</u>ha D地区一養父・高横須賀・加木屋南西部地区(養父高地区) 約 <u>0.3</u>ha (b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地 約 <u>26.8</u>ha (c) その他の農用地（中心集落の整備に伴って拡張の対象となる集落周辺農用地） 約 <u>151.9</u>ha (イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針 本地域内にある土地改良施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在し、<u>また</u>は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて農用地区域を設定する。 (ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針 本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、<u>また</u>は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて農用地区域を設定する。 (エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針 山林、原野等については上記(ア)(イ)(ウ)の土地の農業上の利用を確保するために必要な土地について、農用地区域を設定する。	現在の数値に修正 現在の数値に修正 現在の数値に修正 字句の修正 字句の修正 字句の追加

変 更 案	変 更 前 (現 在)	変更理由
(2) 農用地利用計画変更の基本方針 社会情勢の変化に伴い、農業を取り巻く構造にも変化が現れ、本市においてもその影響を受けており、担い手の高齢化、農家の農業離れによる他産業への流出現象等も見られる。また、国において、「食料・農業・農村基本計画」及び「農用地等の確保等に関する基本指針」が令和2年に改定され、愛知県においては「愛知県農業振興地域整備基本方針」が令和3年に改定され、更に「農地中間管理事業の推進に関する法律」が令和5年に改正されたことにより、農地の確保と有効利用は重要な課題となってきたため、農業振興地域整備計画では、<u>地域情勢を考慮した整備計画としての位置付けを持たせ、魅力ある農業の振興に取り組む。</u> <u>今回の見直しについては、おおむね10年を見通して策定する計画であり、集団的な優良農地の確保を前提に考慮し、農用地区域からの安易な除外は抑制し、本市における農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、第7次東海市総合計画及び東海市都市計画マスタープランと整合をとりつつ、地域の活性化を進めるとともに将来的に次世代の農業後継者の育成を行う環境を整備し、優良農地の保全に努める。</u> ア 農用地区域への編入 以下の土地については、農用地区域への編入に努める。 (ア) <u>おおむね10ha以上の規模の集団農用地で、優良農地として保全していくことが有望ましい土地。</u> (イ) 過去△は現在において、国が実施△は補助する農業生産基盤整備事業が実施されている土地、あるいは今後国が実施△は補助の見込みのある土地。 (ウ) 農業の振興を図るため、農業上の利用に寄与することが見込まれる土地。 イ 農用地区域からの除外 集団的農用地として保全していくことが極めて困難で、以下の要件を満たす農地については、農用地区域からの除外を検討する。 (ア) 近代化不可地 過去に農業生産基盤整備事業が実施されていない土地及び今後も実施する予定のない土地△は、工事完了後30年以上経過した土地で、条件(地形・水利・区画等)が悪いなど生産力が低く、効率的な近代的農業が営めないと認められる土地。 また、除外による関係農家の農業経営上の支障が少なく、近隣の農地等を与える影響が軽微である土地。	(2) 農用地利用計画変更の基本方針 社会情勢の変化に伴い、農業を取り巻く構造にも変化が現れ、本市においてもその影響を受けており、担い手の高齢化、農家の農業離れによる他産業への流出現象等も見受けられるため、<u>農業振興地域整備計画では時代の変化も考慮し、農家の抱える問題に対応しつつ、今後の本市の農業振興に取り組む。</u> <u>農業振興地域整備計画は、概ね10年を見通して策定する計画であり、集団的な優良農地の確保を前提に考慮し、農用地区域からの安易な除外は抑制し、本市における農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想と整合をとりつつ、地域の活性化を進めるとともに、将来的に次世代の農業後継者の育成を行う環境を整備し、優良農地の保全に努める。</u> ア 農用地区域への編入 以下の土地については、農用地区域への編入を検討する。 (ア) <u>概ね10ha以上の規模の集団農用地で、優良農地として保全していくことが有望ましい土地。</u> (イ) 過去△は現在において、国が実施△は補助する農業生産基盤整備事業が実施されている土地、あるいは今後実施の見込みのある土地。 (ウ) 農業の振興を図るため、農業上の利用に寄与することが見込まれる土地。 イ 農用地区域からの除外 集団的農用地として保全していくことが極めて困難で、以下の要件を満たす農地については、農用地区域からの除外を検討する。 (ア) 近代化不可地 過去に農業生産基盤整備事業が実施されていない土地及び今後も実施する予定のない土地△は、工事完了後30年以上経過した土地で、条件(地形・水利・区画等)が悪いなど生産力が低く、効率的な近代的農業が営めないと認められる土地。 また、除外による関係農家の農業経営上の支障が少なく、近隣の農地等を与える影響が軽微である土地。	字句の修正 字句の修正 字句の修正 字句の修正 字句の修正

変	更	案	変	更	前（現在）	変更理由
(イ) 集落所在地 住宅、店舗、地域の広場、公園等の集落施設に介在した土地で、かつ地域で実施された農業生産基盤整備事業の平均的整備規模（ <u>おおむね 30 a</u> ）以下の小規模な飛び農用地等で、周辺の農用地等と一体的、効果的な利用が困難な土地。 また、除外による関係農家の農業経営上の支障が少なく、近隣の農地等に与える影響が軽微である土地。 さらに、過去に農業生産基盤整備事業が実施されていない土地及び今後とも実施する予定のない土地 <u>又は</u> は、工事完了後 20 年以上経過した土地。 <u>※ 平均的整備規模の考え方の基準となる面積 30 a 以下について</u> <u>基盤整備事業では大型機械による営農が可能な土地条件として、一ほ場の区画面積の基準を 30 a としている。このため 30 a 以下の農地は効率的な農業を営むことが困難であり、農用地区域の整理を行う必要があるという考え方に基づく。</u>			(イ) 集落所在地 住宅、店舗、地域の広場、公園等の集落施設に介在した土地で、かつ地域で実施された農業生産基盤整備事業の平均的整備規模（ <u>概ね 3,000 m²</u> ）以下の小規模な飛び農用地等で、周辺の農用地等と一体的、効果的な利用が困難な土地。 また、除外による関係農家の農業経営上の支障が少なく、近隣の農地等に与える影響が軽微である土地。 さらに、過去に農業生産基盤整備事業が実施されていない土地及び今後とも実施する予定のない土地 <u>または</u> は、工事完了後 20 年以上経過した土地。			字句の修正
(ウ) 個別案件の土地 農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項第 1 号から第 <u>6</u> 号に掲げる要件をすべて満たす土地及び法律第 10 条第 4 項に該当する土地で、除外する目的について農地法・都市計画法等、他法令による許認可の必要な場合の見込みが明らかな計画がある場合は検討するものとする。 (3) 農業上の土地利用の方向 ア 農用地等利用の方針 農用地区域は、臨海部の埋立地の東側で市域の西南部にあたる新田地区と、東部の丘陵地にある。 新田地区は、平坦な農用地であり施設園芸・露地野菜と稲作を中心とする水田・畑地として利用され、東部の丘陵部は樹園地の利用形態となっている。 平坦部の農用地は、整備率の高い優良農地であり、知多地域水田 <u>収益力強化</u> ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、 <u>フキ</u> 、トマト、 <u>ナス</u> 、洋ラン等の施設園芸、 <u>タマネギ</u> などの露地野菜、ケイトウ・球根等の花き類を中心とする畑地としての利用を推進し、担い手への利用集積による大規模かつ効率的な土地利用による生産コストの低減及び流通の適正化を図る。			(ウ) 個別案件の土地 農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項第 1 号から第 <u>5</u> 号に掲げる要件をすべて満たす土地及び法律第 10 条第 4 項に該当する土地で、除外する目的について農地法・都市計画法等、他法令による許認可の必要な場合の見込みが明らかな計画がある場合は検討するものとする。 (3) 農業上の土地利用の方向 ア 農用地等利用の方針 農用地区域は、臨海部の埋立地の東側で市域の西南部にあたる新田地区と、東部の丘陵地にある。 新田地区は、平坦な農用地であり施設園芸・露地野菜と稲作を中心とする水田・畑地として利用され、東部の丘陵部は樹園地の利用形態となっている。 平坦部の農用地は、整備率の高い優良農地であり、知多地域水田 <u>フル活用</u> ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、 <u>ふき</u> 、トマト、 <u>なす</u> 、洋ラン等の施設園芸、 <u>たまねぎ</u> などの露地野菜、ケイトウ・球根等の花き類を中心とする畑地としての利用を推進し、担い手への利用集積による大規模かつ効率的な土地利用による生産コストの低減及び流通の適正化を図る。			
丘陵部の農用地は、整備が遅れているので農業生産基盤整備を進めると同時に緩傾斜を生かした樹園地・畑地の集団化・近代化を進め、農用地の有効利用と保全を図る。			丘陵部の農用地は、整備が遅れているので農業生産基盤整備を進めると同時に緩傾斜を生かした樹園地・畑地の集団化・近代化を進め、農用地の有効利用と保全を図る。			

変 更 案			変 更 前（現在）			変更理由																																																																																																		
単位：ha <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th><th>区分</th><th>農地</th><th>採草放牧地</th><th>混牧林地</th><th>農業用施設用地</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 荒尾地区</td><td></td><td><u>14.6</u></td><td>—</td><td>—</td><td>1</td><td><u>14.7</u></td></tr> <tr> <td>B 加木屋地区</td><td></td><td><u>7.8</u></td><td>—</td><td>—</td><td>0</td><td><u>7.8</u></td></tr> <tr> <td>C 大田新田地区</td><td></td><td><u>5.5</u></td><td>—</td><td>—</td><td>1</td><td><u>5.6</u></td></tr> <tr> <td>D 養父高地区</td><td></td><td><u>10.5</u></td><td>—</td><td>—</td><td>0</td><td><u>10.5</u></td></tr> <tr> <td>E 養父新田地区</td><td></td><td><u>2.2</u></td><td>—</td><td>—</td><td>0</td><td><u>2.2</u></td></tr> <tr> <td>計</td><td></td><td><u>40.6</u></td><td>—</td><td>—</td><td>2</td><td><u>40.8</u></td></tr> </tbody> </table> (注) 道水路等を含む。			地区名	区分	農地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	計	A 荒尾地区		<u>14.6</u>	—	—	1	<u>14.7</u>	B 加木屋地区		<u>7.8</u>	—	—	0	<u>7.8</u>	C 大田新田地区		<u>5.5</u>	—	—	1	<u>5.6</u>	D 養父高地区		<u>10.5</u>	—	—	0	<u>10.5</u>	E 養父新田地区		<u>2.2</u>	—	—	0	<u>2.2</u>	計		<u>40.6</u>	—	—	2	<u>40.8</u>	単位：ha <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th><th>区分</th><th>農地</th><th>採草放牧地</th><th>混牧林地</th><th>農業用施設用地</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 荒尾地区</td><td></td><td><u>16.6</u></td><td>—</td><td>—</td><td>1</td><td><u>16.7</u></td></tr> <tr> <td>B 加木屋地区</td><td></td><td><u>8.4</u></td><td>—</td><td>—</td><td>0</td><td><u>8.4</u></td></tr> <tr> <td>C 大田新田地区</td><td></td><td><u>8.8</u></td><td>—</td><td>—</td><td>1</td><td><u>8.9</u></td></tr> <tr> <td>D 養父高地区</td><td></td><td><u>11.5</u></td><td>—</td><td>—</td><td>0</td><td><u>11.5</u></td></tr> <tr> <td>E 養父新田地区</td><td></td><td><u>2.3</u></td><td>—</td><td>—</td><td>0</td><td><u>2.3</u></td></tr> <tr> <td>計</td><td></td><td><u>47.6</u></td><td>—</td><td>—</td><td>2</td><td><u>47.8</u></td></tr> </tbody> </table> (注) 道水路等を含む。			地区名	区分	農地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	計	A 荒尾地区		<u>16.6</u>	—	—	1	<u>16.7</u>	B 加木屋地区		<u>8.4</u>	—	—	0	<u>8.4</u>	C 大田新田地区		<u>8.8</u>	—	—	1	<u>8.9</u>	D 養父高地区		<u>11.5</u>	—	—	0	<u>11.5</u>	E 養父新田地区		<u>2.3</u>	—	—	0	<u>2.3</u>	計		<u>47.6</u>	—	—	2	<u>47.8</u>	現在の数値に修正
地区名	区分	農地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	計																																																																																																		
A 荒尾地区		<u>14.6</u>	—	—	1	<u>14.7</u>																																																																																																		
B 加木屋地区		<u>7.8</u>	—	—	0	<u>7.8</u>																																																																																																		
C 大田新田地区		<u>5.5</u>	—	—	1	<u>5.6</u>																																																																																																		
D 養父高地区		<u>10.5</u>	—	—	0	<u>10.5</u>																																																																																																		
E 養父新田地区		<u>2.2</u>	—	—	0	<u>2.2</u>																																																																																																		
計		<u>40.6</u>	—	—	2	<u>40.8</u>																																																																																																		
地区名	区分	農地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	計																																																																																																		
A 荒尾地区		<u>16.6</u>	—	—	1	<u>16.7</u>																																																																																																		
B 加木屋地区		<u>8.4</u>	—	—	0	<u>8.4</u>																																																																																																		
C 大田新田地区		<u>8.8</u>	—	—	1	<u>8.9</u>																																																																																																		
D 養父高地区		<u>11.5</u>	—	—	0	<u>11.5</u>																																																																																																		
E 養父新田地区		<u>2.3</u>	—	—	0	<u>2.3</u>																																																																																																		
計		<u>47.6</u>	—	—	2	<u>47.8</u>																																																																																																		
イ 用途区分の構想 (ア) A地区一名和・荒尾・富木島西部地区（荒尾地区） a （都）荒尾大府線以北の農用地約64haはほとんどが樹園地であり、その谷間に水田及び畑地が点在している。奥山川 <u>付近の約10haの農地</u> は農業生産基盤整備事業が完了しているが、大部分の農用地は未整備状況にある。このため、今後は利用集積等団地化を推進し合理的な土地利用を図る。 b 渡内川と富田川に挟まれた約11haの水田及び知多半島道路以東にも約3haの農業生産基盤整備事業済の農地があるが、その他は丘陵部及び集落に介在した畑地、樹園地となっており、農用地の有効利用が図られているとはいえない。このため、今後は利用集積等団地化を推進し合理的な土地利用を図る。 なお、(都)伊勢湾岸道路大府IC周辺において、(仮称)(都)伊勢湾岸道路大府IC周辺地区開発事業により、広域交通体系の利便性を活かし、次世代産業などの新たな産業の立地促進に向けた土地利用の推進を図る構想があるが、事業の実施にあたっては農業的土地利用と都市的土地利用の十分な調整を行うこととする。			イ 用途区分の構想 (ア) A地区一名和・荒尾・富木島西部地区（荒尾地区） a （都）荒尾大府線以北の農用地約93haはほとんどが樹園地であり、その谷間に水田及び畑地が点在している。奥山川 <u>沿いの約9haの水田及び北端部の約36ha</u> は農業生産基盤整備事業が完了しているが、大部分の農用地は未整備状況にある。このため、今後は利用集積等団地化を推進し合理的な土地利用を図る。 b 渡内川と富田川に挟まれた約11haの水田及び知多半島道路以東にも約3haの農業生産基盤整備事業済の農地があるが、その他は丘陵部及び集落に介在した畑地、樹園地となっており、農用地の有効利用が図られているとはいえない。このため、今後は利用集積等団地化を推進し合理的な土地利用を図る。			現在の数値に修正																																																																																																		
						字句の追加																																																																																																		

変 更 案	変 更 前 (現 在)	変更理由
(イ) B 地区一富木島南部・加木屋北中部・木田高地区 (加木屋地区) a 上野新川周辺の農用地は総体的には樹園地であるが、平坦地や谷間には水田・畑地が点在している。上野新川以南には、<u>約 26ha の農業生産基盤整備事業済の農地があり</u>、上野新川以北の農地には、一部農業生産基盤整備事業済の水田もあるが、大半は未整備の樹園地となっているため、利用集積等団地化を推進し合理的な土地利用を図る。 b 大田川と名鉄河和線に囲まれた約<u>43ha</u>の農用地は、平坦部が水田と畑地、丘陵部は樹園地として利用されており、<u>一部の約17haの農地について、令和8年度に完了予定である農業生産基盤整備事業が進められている</u>。(都) 名古屋半田線以西で (都) 瀬戸大府東海線及び (都) 東海知多線沿いの約<u>33haの農地</u>については、農業生産基盤整備事業が完了しており、主に畑として利用されている。<u>今後とも利用集積等団地化を推進し合理的な土地利用を図る。</u> (ウ) C 地区一大田新田地区 一部集落等と介在した農用地があるが、市内でも最も畑地が集団化した優良農地が展開し、露地野菜や施設園芸が盛んに行われているが約<u>58ha</u>の農用地は既に農業生産基盤整備事業済である。今後畑や施設園芸を中心に農地としての利用を進める。 なお、<u>太田川駅北西部において、(仮称) 川北地区 (太田川駅北西部) 開発事業により工業や物流、研究開発施設などの立地を主体とした計画的な産業系市街地の形成をする</u>構想があるが、事業の実施にあたっては農業的土地利用と都市的土地利用の十分な調整を行うこととする。	(イ) B 地区一富木島南部・加木屋北中部・木田高地区 (加木屋地区) a 上野新川周辺の農用地は総体的には樹園地であるが、平坦地や谷間には水田・畑地が点在している。上野新川以南の<u>丘陵部に展開する約 8 haの大半は樹園地である</u>。上野新川以北の農地には、一部農業生産基盤整備事業済の水田もあるが、大半は未整備の樹園地となっているため、利用集積等団地化を推進し合理的な土地利用を図る。 b 大田川と名鉄河和線に囲まれた約<u>41ha</u>の農用地は、平坦部が水田と畑地、丘陵部は樹園地として利用されている。(都) 名古屋半田線以西で (都) 瀬戸大府東海線及び (都) 東海知多線沿の約<u>29ha</u>については、農業生産基盤整備事業が完了しており、主に畑として利用されている。 <u>また、大田川と (都) 名古屋半田線以西の丘陵部約 9 haは大半が樹園地であるが、今後とも果樹園を中心に農地としての利用を進める。</u> (ウ) C 地区一大田新田地区 一部集落等と介在した農用地があるが、市内でも最も畑地が集団化した優良農地が展開し、露地野菜や施設園芸が盛んに行われているが約<u>89ha</u>の農用地は既に農業生産基盤整備事業済である。今後畑や施設園芸を中心に農地としての利用を進める。 なお、<u>(都) 西知多道路の南東側、(都) 瀬戸大府東海線の北側及び (都) 大田朝倉線の西側の大田町、横須賀町、高横須賀町において、(仮称) 東海太田川駅西新田土地区画整理事業により住宅地、商業地、工業地、公共施設の整備を進める</u>構想があるが、事業の実施にあたっては農業的土地利用と都市的土地利用の十分な調整を行うこととする。	字句の修正 現在の数値に修正 現在の数値に修正 字句の修正 字句の修正

変	更	案	変	更	前（現在）	変更理由
(エ) D地区一養父・高横須賀・加木屋南西部地区（養父高地区） 既に約135haの農地の農業生産基盤整備事業が完了しており、水稻・露地野菜・花き等の施設園芸を中心に、利用集積等団地化を推進し合理的な土地利用を図る。 なお、<u>(都) 養父森岡線沿いの（仮称）養父高地区（高横須賀町南部）開発事業があり、民間業者による宅地造成事業の構想があるが、事業の実施にあたっては農業的土地利用と都市的土地利用の十分な調整を行うこととする。</u> (オ) E地区一養父新田地区 既に農業生産基盤整備事業は完了しており、露地野菜が盛んであり集団的な野菜生産地として土地の高度利用を図る。 <u>なお、（都）大田朝倉線沿いの（仮称）養父新田地区（養父町西部）開発事業により、工業や物流、研究開発施設などの立地を主体とした計画的な産業系市街地の形成をする構想があるが、事業の実施にあたっては農業的土地利用と都市的土地利用の十分な調整を行うこととする。</u> ウ 特別な用途区分の構想 該当なし 2 農用地利用計画 別記のとおりとする。（詳細は付図8号のとおり）			(エ) D地区一養父・高横須賀・加木屋南西部地区（養父高地区） 既に約97haの農地の農業生産基盤整備事業が完了しており、水稻・露地野菜・花き等の施設園芸を中心に、利用集積等団地化を推進し合理的な土地利用を図る。 なお、<u>(都) 養父森岡線の北東側、名鉄河和線の南西側の養父町、高横須賀町、中ノ池において、（仮称）東海高横須賀南部土地区画整理事業により住宅地、商業地、工業地、公共施設の整備を進める構想、また、（都）養父森岡線の南側、横須賀新川沿いの養父町、高横須賀町、加木屋町において、民間業者による宅地造成事業の構想があるが、事業の実施にあたっては農業的土地利用と都市的土地利用の十分な調整を行うこととする。</u> (オ) E地区一養父新田地区 既に農業生産基盤整備事業は完了しており、露地野菜が盛んであり集団的な野菜生産地として土地の高度利用を図る。 ウ 特別な用途区分の構想 該当なし 2 農用地利用計画 別記のとおりとする。（詳細は付図8号のとおり）			現在の数値に修正
						字句の修正
						字句の追加

第2 農業生産基盤の整備開発計画

変 更 案		変 更 前 (現 在)	変更理由														
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向 本市は、南西部と東部で特徴的な地形にある。南西部は平坦な水田又は畑地であり、東部は丘陵地で樹園地として利用され谷間に水田・畑地が分布している。農用地の整備状況は、令和6年現在496.4haが農業生産基盤整備事業完了である。一方、丘陵部の整備率は、低く樹園地等集团的に利用されているものの、農道等は未整備地域が多い。したがって、これらの地区では生産・出荷等の利便性を確保するため農道整備を図る。 A 地区一名和・荒尾・富木島西部地区 (荒尾地区) 丘陵地は樹園地であり、谷間の農用地では露地野菜が盛んであり、一部の地区では農業生産基盤整備事業が完了している。今後は、水利の安定確保と未整備地区の農道整備を進め、樹園地と畑地の有効利用を図る。 B 地区一富木島南部・加木屋北中部・木田高地区 (加木屋地区) 平坦部の農業生産基盤整備事業は完了しており、現在、丘陵部で実施中の農業生産基盤整備事業がある。引き続き整備を進め、生産・出荷の効率を向上させるように努める。 C 地区一大田新田地区 当地区は、施設園芸・露地野菜が盛んであり、既に農業生産基盤整備事業は完了している。用水排水系の末端に位置していることから今後は、排水施設の改善を進める。 D 地区一養父・高横須賀・加木屋南西部地区 (養父高地区) 当地区は水稻・露地野菜が盛んであり、既に農業生産基盤整備事業は完了している。また、他地区の花き等の施設園芸の規模拡大を誘導すべく、作目毎での生産団地化を進める。 E 地区一養父新田地区 当地区では露地野菜が盛んで、既に農業生産基盤整備事業は完了しており、集团的な野菜生産地として土地の高度利用を図る。	1 農業生産基盤の整備及び開発の方向 本市は、南西部と東部で特徴的な地形にある。南西部は平坦な水田又は畑地であり、東部は丘陵地で樹園地として利用され谷間に水田・畑地が分布している。農用地の整備状況は、平成25年現在496.4haが農業生産基盤整備事業完了である。一方、丘陵部の整備率は、低く樹園地等集团的に利用されているものの農道等は未整備地域が多い。したがって、これらの地区では生産・出荷等の利便性を確保するため農道整備を図る。 A 地区一名和・荒尾・富木島西部地区 (荒尾地区) 丘陵地は樹園地であり、谷間の農用地には露地野菜、農業生産基盤整備事業の完了した地区では施設ふきが盛んである。今後は、水利の安定確保と未整備地区の農道整備を進め、樹園地と畑地の有効利用を図る。 B 地区一富木島南部・加木屋北中部・木田高地区 (加木屋地区) 平坦部の農業生産基盤整備事業が完了しているが、丘陵部ではまだまだ未整備の農用地が多い。今後は、未整備区域の農用地について、農道整備を進め、生産・出荷の効率を向上させるように努める。 C 地区一大田新田地区 当地区は、施設園芸・露地野菜が盛んであり、既に農業生産基盤整備事業は完了している。用水排水系の末端に位置していることから今後は、排水施設の改善を進める。 D 地区一養父・高横須賀・加木屋南西部地区 (養父高地区) 当地区は水稻・露地野菜が盛んであり、既に農業生産基盤整備事業は完了している。また、他地区の花き等の施設園芸の規模拡大を誘導すべく、作目毎での生産団地化を進める。 E 地区一養父新田地区 当地区では露地野菜が盛んで、既に農業生産基盤整備事業は完了しており、集团的な野菜生産地として土地の高度利用を図る。	字句の修正														
2	農業生産基盤整備開発計画 <table><tr><th rowspan="2">事業の種類</th><th rowspan="2">事業の概要</th><th colspan="2">受益の範囲</th><th rowspan="2">対図番号</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>地 区</th><th>面 積</th></tr><tr><td>ほ場整備事業</td><td>区画整理</td><td>B 木田北部</td><td>16.9ha</td><td>1</td><td>平成29年度～令和8年度</td></tr></table>	事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備 考	地 区	面 積	ほ場整備事業	区画整理	B 木田北部	16.9ha	1	平成29年度～令和8年度	2 農業生産基盤整備開発計画 該当なし	字句の修正 新規
事業の種類	事業の概要			受益の範囲				対図番号	備 考								
		地 区	面 積														
ほ場整備事業	区画整理	B 木田北部	16.9ha	1	平成29年度～令和8年度												

変 更 案	変 更 前 (現 在)	変更理由
3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし 4 他事業との関連 該当なし	3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし 4 他事業との関連 該当なし	

第3 農用地等の保全計画

変 更 案			変 更 前（現在）			変更理由
1 農用地等の保全の方向						
担い手の高齢化や離農により、管理不十分な遊休農用地等が増加していることから、東海市農業委員会を核とした農用地利用調整活動を活発化させ、農地の出し手と受け手に係る情報を一元的に把握し両者を適切に結び付けて認定農業者等に農地が利用集積されるよう努め、農用地等を良好な状態で保全するよう努める。			担い手の高齢化や離農により、管理不十分な遊休農用地等が増加することが懸念されることから、東海市農業委員会を核とした農用地利用調整活動を活発化させ、農地の出し手と受け手に係る情報を一元的に把握し両者を適切に結び付けて認定農業者等に農地が利用集積されるよう努めるとともに、農業協同組合等との連絡を密にして農作業の受委託を推進することなどにより、農用地等を良好な状態で保全するよう努める。			字句の修正
また、ため池改修等の事業を継続して実施し、治水・災害防止も見据えながら農用地等の保全を図る。			また、ため池改修等の事業を実施して治水・災害防止も見据えながら農用地等の保全を図る。			
2 農用地等保全整備計画						
事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考	
		受益地区	受益面積 ha			
防災ダム事業 （愛敬池）	ため池工 1ヶ所	D	1.1	2		令和5年度～ 令和8年度
老朽ため池等整備 （奥山池）	ため池工 1ヶ所	A	4.0	3		令和6年度～ 令和9年度
3 農用地等の保全のための活動						
農家に対して遊休農地の発生防止や農用地等の管理の適正化を啓発するとともに、農地の流動化に関する情報の一元化を図り、認定農業者を始めとする担い手農業者が、経営規模の拡大と合わせて農用地等の保全と有効利用を図られるよう、利用権の設定等を推進する。						
また、東海市農業委員会を核とした農用地利用調整活動を活発化し、遊休農地の利用の掘り起こし活動を強化するとともに、地域計画における目標地区を活用し、担い手である認定農業者等に農地が集積されるよう努める。						
さらに、遊休農地になっている所有者に対し適切な農地利用を図るよう指導し、耕作再開ができない場合は、農業経営基盤強化促進法に基づく農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積を図るよう指導する。						
貸し農園については、市民農園を4か所開設しているが、より多くの農家の方が開設できるように推進するとともに体験型農業、イベントの開催を通じ、農業の魅力を発信する。						

変 更 案	変 更 前 (現 在)	変更理由
4 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし	4 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし	

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

変	更	案	変更理由
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標 本市は、地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、2032年度の農業経営の発展の目標を明らかにし、農業経営体を育成するとともに、既に水準に達している農業経営体についても更なる経営強化を推進していく。 具体的な経営の指標は、本市及び周辺市町において現に成立している優良な経営事例を踏まえつつ農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得の水準を実現できるものとして、下表のとおりとし、これらの経営が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。 また、新たに農業経営を営もうとする青年等についても、地域その他産業従事者とおおむね同等の年間労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ年間農業所得が確保できる農業経営を目指す青年等を確保・育成する。		1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標 生産組織は、効率的かつ安定的な農業経営を形成する上で重要な位置付けを占めると同時に農業生産法人等の組織経営体への経営母体として重要な位置付けを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進を図ることにより、地域及び営農の実態に応じた生産組織を育成するとともに、経営の効率化を図り、体制の整備されたものについては企業の経営へと誘導する。 また、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等の間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しながら、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体として発展に結びつくよう農業経営者のみならず、サラリーマン農家、地域住民等にも農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、その他の諸施策に基づき農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めている。 農業経営の目標は、家族経営体においては1戸当たり年間農業所得800万円程度、企業の経営体については1戸当たり年間農業所得1,400万円程度、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり）1,800時間程度の水準を実現できるものとする。 本市の新規就農の状況を踏まえ、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図るため、一人当たりの年間農業所得250万円程度、年間労働時間2,000時間程度を目標とする。	字句の修正

変 更 案	変 更 前 （ 現 在 ）	変更理由																		
効率的かつ安定的な農業経営の年間農業所得及び年間労働時間目標	効率的かつ安定的な農業経営の所得目標及び労働時間	字句の修正																		
<table><tr><td>年 間 農 業 所 得</td><td>1 人 当 た り の 年 間 労 働 時 間</td></tr><tr><td>効率的かつ安定的な農業経営の目標 ・主たる従事者1人当たり おおむね400万円程度 ・基幹経営体当たり おおむね800万円程度 ※基幹経営体 経営規模等から、他産業と比べて遜色ない所得を確保しうる 効果的かつ安定的な農業経営体（主たる従事者2人を想定） ※目標設定の考え方 賃金構造基本統計調査及び就労条件総合調査により算出。 他産業従事者生涯所得（約1億9千万円） ÷45年（20歳から64歳）≒400万円</td><td>1人当たり年間労働時間 おおむね1,800時間</td></tr><tr><td>新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の目標 ・主たる従事者1人当たり おおむね250万円 ※目標設定の考え方 賃金構造基本統計調査及び就労条件総合調査により算出。 他産業従事者新卒（20歳から24歳）給与所得 （1,200万円余）÷5年間≒250万円</td><td>おおむね2,000時間</td></tr></table>	年 間 農 業 所 得	1 人 当 た り の 年 間 労 働 時 間	効率的かつ安定的な農業経営の目標 ・主たる従事者1人当たり おおむね400万円程度 ・基幹経営体当たり おおむね800万円程度 ※基幹経営体 経営規模等から、他産業と比べて遜色ない所得を確保しうる 効果的かつ安定的な農業経営体（主たる従事者2人を想定） ※目標設定の考え方 賃金構造基本統計調査及び就労条件総合調査により算出。 他産業従事者生涯所得（約1億9千万円） ÷45年（20歳から64歳）≒400万円	1人当たり年間労働時間 おおむね1,800時間	新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の目標 ・主たる従事者1人当たり おおむね250万円 ※目標設定の考え方 賃金構造基本統計調査及び就労条件総合調査により算出。 他産業従事者新卒（20歳から24歳）給与所得 （1,200万円余）÷5年間≒250万円	おおむね2,000時間	<table><tr><th>区 分</th><th>1戸当たり年間農業所得</th><th>1人当たり年間労働時間</th></tr><tr><td>家 族 経 営 体</td><td>800万円</td><td>1,800時間</td></tr><tr><td>企 業 的 経 営 体</td><td>1,400万円</td><td>1,800時間</td></tr><tr><td>新たに農業経営を営もうとする青年等</td><td>250万円</td><td>2,000時間</td></tr></table>	区 分	1戸当たり年間農業所得	1人当たり年間労働時間	家 族 経 営 体	800万円	1,800時間	企 業 的 経 営 体	1,400万円	1,800時間	新たに農業経営を営もうとする青年等	250万円	2,000時間	
年 間 農 業 所 得	1 人 当 た り の 年 間 労 働 時 間																			
効率的かつ安定的な農業経営の目標 ・主たる従事者1人当たり おおむね400万円程度 ・基幹経営体当たり おおむね800万円程度 ※基幹経営体 経営規模等から、他産業と比べて遜色ない所得を確保しうる 効果的かつ安定的な農業経営体（主たる従事者2人を想定） ※目標設定の考え方 賃金構造基本統計調査及び就労条件総合調査により算出。 他産業従事者生涯所得（約1億9千万円） ÷45年（20歳から64歳）≒400万円	1人当たり年間労働時間 おおむね1,800時間																			
新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の目標 ・主たる従事者1人当たり おおむね250万円 ※目標設定の考え方 賃金構造基本統計調査及び就労条件総合調査により算出。 他産業従事者新卒（20歳から24歳）給与所得 （1,200万円余）÷5年間≒250万円	おおむね2,000時間																			
区 分	1戸当たり年間農業所得	1人当たり年間労働時間																		
家 族 経 営 体	800万円	1,800時間																		
企 業 的 経 営 体	1,400万円	1,800時間																		
新たに農業経営を営もうとする青年等	250万円	2,000時間																		

変 更 案						変 更 前（現在）						変更理由	
	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積 ha		営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積 ha	現在の数値に修正 字句の修正	
家族経営	水田作	水田 25ha	水稻	1	25		水田作	水稻 10ha 作業受託 15ha	水稻 飼料用米	1	10		
	露地野菜	畑 5ha	タマネギ レタス その他	2	2		露地野菜	畑 5ha	たまねぎ カリフラワー キャベツ レタス、その他	41	5		
	施設フキ	畑 0.7ha	フキ	24	16.8		施設ふき	施設 0.7ha	ふき	44	2		
	施設トマト専作	畑 0.5ha	トマト	5	2.5		施設トマト専作	施設 0.5ha	トマト	7	2		
	ナス専作	畑 0.5ha	ナス	9	4.5		なす専作	施設 0.5ha	なす	7	2		
	施設花き	畑 0.45ha	カーネーション	1	0.45		施設花き	施設 0.45ha	カーネーション	1	2		
		畑 0.4ha	洋切花	5	2			施設 0.4ha	洋切花	1	2		
		畑 0.4ha	洋ラン	16	6.4			施設 0.4ha	洋ラン	27	2		
	果樹ミカン専作	畑 0.4ha	観葉植物	2	0.8		果樹みかん専作	施設 0.4ha	観葉植物	1	2		
		畑 1.2ha	ハウスミカン 露地ミカン	8	9.6			施設 0.5ha 露地 0.7ha	みかん	9	2		
		畑 1.2ha	露地 簡易被覆	8	9.6			露地 0.8ha 簡易被覆 0.4ha	ぶどう	20	2		
法人経営	果樹ナシ専作	畑 1.5ha	幸水、豊水、新高、 その他	5	7.5		果樹なし専作	なし 1.5ha	幸水、豊水 新高、その他	2	2		
	果樹イチジク専作	畑 0.6ha	ハウスイチジク 露地イチジク	9	5.4		果樹いちじく専作	施設 0.4ha 露地 0.2ha	いちじく	15	2		
	酪農	乳牛 60頭 飼料畑 2ha		2	—		酪農	乳牛 60頭 飼料畑 2ha		1	—		
	採卵鶏	採卵鶏 30,000羽		2	—		採卵鶏	採卵鶏 30,000羽		1	—		
	果樹イチジク 主体経営	畑 0.5ha	イチジク タマネギ	2	2		露地野菜	畑 8ha	レタス たまねぎ、その他	1	4		
							施設ふき	施設 1ha	ふき	1	0.5		
							施設	施設 0.8ha	カーネーション他	1	2		
							施設花き	施設 0.7ha	洋ラン	1	2		
							施設	施設 0.7ha	観葉植物	1	2		
	果樹ぶどう専作		露地 1.2ha 簡易被覆 0.6ha	1	2		果樹ぶどう専作	露地 1.2ha 簡易被覆 0.6ha	ぶどう	1	2		
	新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の目標												字句の修正

出典：平成26年農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（東海市）
東海市環境経済部農務課資料

出典：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和5年4月）

東海市環境経済部農務課資料

出典：平成26年農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（東海市）

東海市環境経済部農務課資料

変 更 案		変 更 前（現在）		変更理由												
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策																
(1) 農業生産組織の活動促進対策																
農業経営の改善と規模拡大による発展を目指すため、認定農業者や意欲ある農業者に 対して、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農業共済組合などが持つ情報を共有 し、農地の出し手と受け手を効率よく結びつける体制を整備する。 農地の流動化においては、先進的な農用地利用改善団体の例を参考に、全市的に集団 化・連担化を推進し、担い手に農用地が集積されるよう努める。特に、水田農業が主体 の地域においては、経営体の育成や農用地利用集積が遅れている集落を対象に、地域の 話し合いと合意形成を促進し、集落営農組織の設立を目指す。その際、地域の事情に即 した経営体の育成及び農用地利用集積の方向性が具体化されていくよう推進する。 担い手不足が見込まれる地域では、農業協同組合や農業協同組合の出資法人、集落営 農組織による農作業受委託組織を担い手として位置づけ、強化を図るとともに、知多農 林水産事務所内の農起業支援センターを中心に、農家子弟、Uターン者、定年帰農者、 新規参入者を含めた多様な担い手の就農を促進し、地域農業の維持発展を図る。 集落営農組織の設立に関しては、地域の実情に応じた農用地利用改善団体を設立し、 特定農業法人制度及び特定農業団体制度を活用した法人化・組織化を目指す。																
(2) 認定農業者の育成目標																
<table><tr><td></td><td>認定農業者</td><td>既に効率的・ 安定的な経営体</td><td>計</td></tr><tr><td>現 状</td><td>2 7 (2)</td><td>6 6 (1)</td><td>9 3 (3)</td></tr><tr><td>目 標</td><td>9 3 (3)</td><td>—</td><td>9 3 (3)</td></tr></table> () 農業生産法人						認定農業者	既に効率的・ 安定的な経営体	計	現 状	2 7 (2)	6 6 (1)	9 3 (3)	目 標	9 3 (3)	—	9 3 (3)
	認定農業者	既に効率的・ 安定的な経営体	計													
現 状	2 7 (2)	6 6 (1)	9 3 (3)													
目 標	9 3 (3)	—	9 3 (3)													
3 森林の整備その他林業の振興との関連																
該当なし																

3 森林の整備その他林業の振興との関連				
該当なし				

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策																
(1) 農業生産組織の活動促進対策																
兼業化や高齢化による担い手の脆弱化が進んでいる地域においては、集落が全体とし て営農に取り組み、集落営農などの体制づくりを進める。 担い手や集落営農組織による土地利用型農業の振興に当たっては、集落組織の活動を 促進し、集落機能の活用を図り、農業関係者の合意を図ることが前提となる。 そのため、集落、東海市農業委員会、愛知用水土地改良区、あいち知多農業協同組合 など関係機関が一体となった地域営農システムを確立する。その取組によって、遊休農 地の再生、農用地の集団化等の振興を図り、生産性の高い農業経営の育成を図る。さら には、耕種農家と畜産農家の連携等により環境への負荷の少ない持続性の高い農業の展 開を図る。 また、農業経営の規模拡大及び農用地等の有効利用を進めるべく、より計画的・効率 的な農業生産と土地利用をめざす場合、地域の農業生産と農用地の活用に対する多面 的な調整が必要となる。このような調整組織として地域農業集団（以下「集団」という。） を位置づける。集団は地域農業の総合的な調整を行うことから、担い手等農家、兼業農 家等を幅広く包摂した地域組織であることが必要とされている。そして地域農業の振興 を計画的に実践する中で農家それぞれの役割の役割の認識と共同意識の醸成を図る。 さらに、集団の育成と活動効果は相関関係にあることから具体的な活動の中で集団組 織の育成を進める。																
(2) 認定農業者の育成目標																
<table><tr><td></td><td>認定農業者</td><td>既に効率的・ 安定的な経営体</td><td>計</td></tr><tr><td>現 状</td><td>3 4 (2)</td><td>1 6</td><td>5 0 (2)</td></tr><tr><td>目 標</td><td>5 0 (3)</td><td>—</td><td>5 0 (3)</td></tr></table> () 農業生産法人						認定農業者	既に効率的・ 安定的な経営体	計	現 状	3 4 (2)	1 6	5 0 (2)	目 標	5 0 (3)	—	5 0 (3)
	認定農業者	既に効率的・ 安定的な経営体	計													
現 状	3 4 (2)	1 6	5 0 (2)													
目 標	5 0 (3)	—	5 0 (3)													
3 森林の整備その他林業の振興との関連																
該当なし																

現在の数値に修正

第5 農業近代化施設の整備計画

変 更 案	変 更 前 (現 在)	変更理由
1 農業近代化施設の整備の方向 本市の農業生産は、経済社会の著しい変化の中にあって、野菜、花き、果樹の3部門を中心に発展してきたが、近年では施設園芸の比重が高まっている。 今後は、都市近郊型農業を基本として農業者の創意と努力に加え、資本整備の充実、協業による規模拡大、優良品種の育成等による生産性の向上を進めるとともに、競合産地に對抗するコストの低減、品質の向上、集出荷や流通体制の整備を図ると市場性を高める。 (米) <u>水稲については、食味や品質の優れた品種への集約や栽培技術の改善等を進める一方、労働生産性を向上させ、大規模水田経営の確立と低コスト生産を進める。主食用米の需給状況に応じて、新規需要米、特に飼料用米の取り組みを推進する必要がある。</u> <u>また、経営の合理化を図るため、ICT（情報通信技術）を活用した管理システムの導入を推進する。</u> <u>異常気象が頻発する現代においては、品種改良や栽培技術の向上が不可欠であり、例えば、最近開発された新品種「愛知135号」は、猛暑にも耐えうる高品質なお米であり、今後の供給安定化に大きく貢献すると考えられる。</u> (野菜) <u>野菜は、近年、農業従事者の高齢化や後継者不足により、作付面積が減少傾向にあるが、消費者からは新鮮な野菜を安定的に供給することが期待されているため、計画的な生産出荷に対応できる産地の育成を推進するとともに、出荷管理に必要な情報システム及び予冷・保冷貯蔵施設等を備えた集出荷貯蔵施設の維持を図る。</u> 野菜については、本市の基幹作物であり、既に<u>タマネギ及びフキ</u>は産地としての地位を確立している。<u>フキ</u>については、優良種苗を統一的に生産供給することにより、高い生産水準の維持に努める。 また、特産物のカリフラワー、<u>キャベツ</u>、<u>レタス</u>及び施設野菜（<u>ナス</u>、<u>トマト</u>等）を中心に都市近郊の立地条件を生かし産地として維持拡大に努めるとともに、共同利用施設の導入等による省力化、合理化、栽培技術管理の改善及び担い手農家への利用集積を図り、生産性と品質の向上に努める。	1 農業近代化施設の整備の方向 本市の農業生産は、経済社会の著しい変化の中にあって、野菜、花き、果樹の3部門を中心に発展してきたが、近年では施設園芸の比重が高まっている。 今後は、都市近郊型農業を基本として農業者の創意と努力に加え、資本整備の充実、<u>経営の受委託</u>、協業による規模拡大、優良品種の育成等による生産性の向上を進めるとともに、競合産地に對抗するコストの低減、品質の向上、集出荷や流通体制の整備を図り、優良農作物の生産と市場性を高める。 (米) <u>近年、消費者の良質米志向が強くなるとともに、米の供給過剰傾向の中で米価の低下が続いているため、これらに対応した品質向上と低コスト稲作の推進が強く求められている。このため、優良品種の育成と高品質米の生産、並びに低コスト生産体制の確立に向け、農業団体と一体となって「あいち米」の評価を高める取組を進めるとともに、生産性の向上と体質強化を積極的に推進する。</u> <u>したがって、良食味品種の導入選定、乾燥調製の改善、高能率機械の導入、土づくり、農作業の受委託組織の育成等を中心として良質米の生産と農地の利用集積等による規模拡大など、生産性の向上に努める。</u> (野菜) <u>野菜生産は天候による作柄変動が大きい上、農業従事者の高齢化と後継者不足に伴う担い手の減少、輸入野菜の増加等多くの課題を抱えている。</u> <u>このため、野菜の生産振興に当たっては、生産出荷用機械・施設の整備・近代化を促進するとともに、産地の濃密指導を通じて育成強化を図る。</u> 野菜については、本市の基幹作物であり、既に<u>たまねぎ</u>、<u>ふき</u>は産地としての地位を確立している。<u>ふき</u>については、優良種苗を統一的に生産供給することにより、高い生産水準の維持に努める。 また、特産物のカリフラワー及び施設野菜（<u>なす</u>、<u>トマト</u>等）を中心に都市近郊の立地条件を生かし産地として維持拡大に努めるとともに、共同利用施設の導入等による省力化、合理化、栽培技術管理の改善及び担い手農家への利用集積を図り、生産性と品質の向上に努める。	字句の修正 字句の修正 字句の修正

変 更 案	変 更 前 (現 在)	変更理由
さらに、農業生産基盤整備事業が実施されていない農地については、排水改良などの条件整備に努め、農用地の効率的な利用を図る。 出荷面においては、品質の統一による有利販売を図り出荷労力を軽減するため、高度な選別能力、自動化装置等を備えた選果システムを有する集出荷施設を整備するとともに、予冷施設等を備えた施設の整備を計画的に進め、産地の集団化と出荷の計画化を推進する。 (果樹) <u>果樹は永年性作物であるため、需給の長期見通しに基づいた適地適作を基本として、園内道の整備など園地条件の改善や低樹高栽培等による省力化及び低コスト化を進める</u>とともに、<u>栽培の施設化及び優良品種の導入等により高品質果実の安定生産を推進する。</u>このため、<u>非破壊選別機能を備えた集出荷貯蔵施設の導入を推進するとともに、選果データを活用した生産技術の改善を進め、糖度や酸度等の内部品質を重視した生産流通体制の確立を図る。</u> また、生産と販売組織の一元化、担い手の育成、技術の高位平準化を図る。適正防除については、共同防除作業を推進する。 さらに、各種イベント等を通じた消費宣伝を積極的に展開し販路の拡大と産地のイメージアップ、ブランド化を推進し、既存の集出荷施設の集約化、高度化を進め、共通販販体制の確立強化を図る。 (花き) <u>花きは、切花を始めとした輸入の増加、経済停滞の影響による業務用需要の減退等消費動向の変化に対応するため、新品種の育成やＩＣＴを活用した総合環境制御の導入によって生産コストの低減を図るとともに、効率的な輸送方法や集出荷施設の整備を推進する。</u> <u>また、</u>消費者ニーズに対応した優良品種の導入、土地、気候条件に適合した品種の育成、開発を図る。切花類は連作障害回避のため水田への利用、洋ラン等の鉢物類は、培養土の改善と生産物の品質向上、生産コストの低減、省エネ施設及び省力化機械の導入、設置により作業の合理化と省力化を図る。	さらに、農業生産基盤整備事業が実施されていない農地については、排水改良などの条件整備に努め、農用地の効率的な利用を図る。 出荷面においては、品質の統一による有利販売を図り出荷労力を軽減するため、高度な選別能力、自動化装置等を備えた選果システムを有する集出荷施設を整備するとともに、予冷施設等を備えた施設の整備を計画的に進め、産地の集団化と出荷の計画化を推進する。 (果樹) <u>国際化の進展や食料消費が多様化する中、食の安全性、食べやすさ、おいしさや多様な品目に対するニーズが高まっているため、消費者ニーズに沿った品目・品種構成への転換、高品質栽培技術や優良品種の育成と効果的な導入、生産供給体制の確立、販売戦略の構築を積極的に推進する。</u> また、<u>樹種農家と畜産農家を連携させた土づくりによる土壌改良と深耕、排水の整備による土壌の改善を進め、栽培技術、品質の向上に努めるとともに、生産と販売組織の一元化、担い手の育成、技術の高位平準化を図る。適正防除については、共同防除作業を推進する。</u> さらに、各種イベント等を通じた消費宣伝を積極的に展開し販路の拡大と産地のイメージアップ、ブランド化を推進し、既存の集出荷施設の集約化、高度化を進め、共通販販体制の確立強化を図る。 (花き) <u>近年の花きを巡る情勢は、需要の低迷、輸入切花の増加、原油価格の上昇などにより厳しい状況が続いている。一方、市場の大型化が進み、消費は多様化の傾向にあるなど、花きの流通及び販売情勢も変化してきている。</u> 消費者ニーズに対応した優良品種の導入、土地、気候条件に適合した品種の育成、開発を図る。切花類は連作障害回避のため水田への利用、<u>畜産農家との連携による有機質確保とその施用による地力増強</u>、洋ラン等の鉢物類は、培養土の改善と生産物の品質向上、生産コストの低減、省エネ施設及び省力化機械の導入、設置により作業の合理化と省力化を図る。	字句の修正 字句の修正

変 更 案	変 更 前 (現 在)	変更理由
なお、需要の安定的な増大を図るためにフラワーショウ等により消費の拡大に努める。 さらに、消費者の環境意識の高まりに対応するため、環境への負荷を軽減する栽培技術の開発・普及や生産資材のリサイクル及びエコファーマー等の認証の取得や実践を推進し、ハウス等での使用済プラスチックの適切な処理、育苗ポット等への生分解性資材の活用、更新期間の長い資材の利用、バケットやトレーなどリサイクル可能な資材の利用を図る。 (畜産) 自動給餌機のほか、搾乳ロボットや搾乳ユニット自動搬送装置、ほ乳ロボット等の新しい飼養管理技術の活用により生産コストの低減や省力化を推進する。 さらに、生産性の向上を図りながら経営の合理化や効率化を推進し、これに見合った適切な環境整備と防疫体制の整備強化を図る。	また、集出荷施設を利用した共販体制の確立により計画的な生産と販売を推進する。 なお、需要の安定的な増大を図るためにフラワーショウ等を開催し消費の拡大に努める。 さらに、消費者の環境意識の高まりに対応するため、環境への負荷を軽減する栽培技術の開発・普及や生産資材のリサイクル及びエコファーマー等の認証の取得や実践を推進し、ハウス等での使用済プラスチックの適切な処理、育苗ポット等への生分解性資材の活用、更新期間の長い資材の利用、バケットやトレーなどリサイクル可能な資材の利用を図る。 (畜産) 飼養規模や飼養管理方式(フリーストール(フリーバーン)・ミルクイングバレー方式、スタンション方式)に応じて、自動給餌機のほか、搾乳ロボットや搾乳ユニット自動搬送装置、ほ乳ロボット等の新しい飼養管理技術の活用により生産コストの低減や省力化を推進する。 さらに、生産性の向上を図りながら経営の合理化や効率化を推進し、これに見合った適切な環境整備と防疫体制の整備強化を行うとともに、家畜ふん堆肥の利用促進を図るため耕種農家との有機的連携を強化していく。	字句の修正 字句の修正
2 農業近代化施設整備計画 該当なし	2 農業近代化施設整備計画 該当なし	
3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし	3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし	

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

変 更 案	変 更 前 (現 在)	変更理由
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向 本市の農家意向調査結果（令和6年度実施）において、『年齢』に関する質問では9割弱の人が「60歳以上」と回答し、『農業後継者』に関する質問では「その気がない」・「継ぐかわからない」・「継がせたくない」・「継がせたい者がいない」を合わせると、こちらも同様に8割弱の回答となり、高齢化と担い手不足が同える。 本市の特産品であるフキ・タマネギ・花き類・果樹類などを安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応する高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用し、農業経営・就農支援センター、愛知県普及指導センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応に取り組む。 また、本市の農業の将来を担う幅広い人材確保のため、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進し、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地取得については農地バンクの活用、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用を推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。 さらに、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、愛知県普及指導センターや農業協同組合など関係機関と連携してサポートを実施し、新規就農者が地域で孤立することがないよう必要な配慮を講じながら、確実な定着、経営発展ができるようにフォローアップを実施する。 また、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。	1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向 本市の農家意向調査結果（平成25年度実施）において、『年齢』に関する質問では8割弱の人が「60歳以上」と回答し、『農業後継者』に関する質問では「その気がない」・「継ぐかわからない」・「継がせたくない」・「継がせたい者がいない」を合わせると、こちらも同様に8割弱の回答となり、高齢化と担い手不足が同える。 本市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向やその他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者または農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力ある者が農業経営の発展を目指すに当たりこれを支援するために、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、その他の措置を総合的に実施する。 まず、本市に関連する各協議会や農業協同組合等が相互の連携の下で濃密な指導を行うための体制を編成し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを推進し、望ましい経営を目指す農業者やその集団等に対して営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者自らが農業の将来方向について選択判断を行うことにより、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。 また、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、本市農業委員会を核とした農用地利用調整活動を一層活用し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握に努め、両者を適切に結びつけて利用権設定を進めるとともに、土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で、担い手農業者に農用地が利用集積されるよう努める。	字句の修正
2 農業就業者育成・確保施設整備計画 該当なし	2 農業就業者育成・確保施設整備計画 該当なし	

変 更 案	変 更 前 (現 在)	変更理由
3 農業を担うべき者のための支援の活動 本市において農業を担う者の確保及び育成を図るにあたって、愛知県、農業委員会、農業協同組合等関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農後の定着に向けたサポート等を次の役割分担により実施する。 (1) 本市は、新規就農希望者等の受入について、市の関係者が連携した体制を構築するとともに、就農地の生活・住居等に関する情報の提供、定着する上での相談対応等のサポートを行う。 (2) 農業協同組合は、新規就農希望者等の作物ごとの営農技術等の指導を行うとともに、農業を担う者からの各種融資の相談をはじめ、経営支援や就農に関する相談に対応する。また、必要に応じて農業機械・施設の貸与等のサポートを行う。 (3) 愛知県農業会議、愛知県農業振興基金（農地中間管理機構）、農業委員会は、農業を担う者からの農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介等を行う。 (4) 株式会社日本政策金融公庫は、規模拡大・経営発展をしようとする農業者や経営を開始する認定新規就農者等からの相談に対応し、各種融資を活用した経営面でのアドバイスを行う。 (5) 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者が孤立しない地域のコミュニケーションづくりを実施していく。	3 農業を担うべき者のための支援の活動 本市は、担い手の育成・確保を推進するため、<u>東海市農業委員会、愛知用水土地改良区、あいち知多農業協同組合、愛知県知多農林水産事務所農業改良普及課（農起業支援センター）及び愛知県知多農林水産事務所農政課等の関係機関により構成した協議会を十分に機能させ、役割分担を明確にしたうえで、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。</u> また、認定農業者、今後認定を受けようとする農業者、望ましい経営を目指す意欲的な農業者や、生産組織及びこれらの周辺農家に対して、前述の協議会が主体となっており、<u>営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について、選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導するとともに、経営改善に向けた取り組みを実践している農業者及び生産組織に対して、経営診断の実施、導入が望ましい技術の提示等、重点的な指導及び研修を実施し、経営改善の着実な実行を促進する。</u> さらに、<u>新規就農者を確保するために国・県・市などの支援策を活用して就業意欲の喚起と就業後の定着を目指す。</u>	字句の修正
4 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし	4 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし	

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

変 更 案		変 更 前（ 現 在 ）		変更理由																																																																			
1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標 本市は名古屋市内近郊に位置し、名古屋市の通勤圏に組み込まれている。しかも市内の臨海部には鉄鋼業の大企業が立地するとともに、その関連産業の集積も大きく、市域の内外にわたって就業機会に恵まれている。		1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標 本市は名古屋市内近郊に位置し、名古屋市の通勤圏に組み込まれている。しかも市内の臨海部には鉄鋼業の大企業が立地するとともに、その関連産業の集積も大きく、市域の内外にわたって就業機会に恵まれている。		現在の数値に修正																																																																			
（単位：人） <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th colspan="4">従 業 地</th></tr><tr><th rowspan="2">I</th><th rowspan="2">II</th><th colspan="2">市 内</th><th colspan="2">市 外</th><th colspan="2">合 計</th></tr><tr><th>男</th><th>女</th><th>男</th><th>女</th><th>男</th><th>女</th></tr><tr><td>恒 常 的 勤 務</td><td>－</td><td>90</td><td>54</td><td>109</td><td>25</td><td>134</td><td>79</td><td>278</td></tr><tr><td>自 営 兼 業</td><td>－</td><td>69</td><td>40</td><td>109</td><td>6</td><td>6</td><td>75</td><td>40</td><td>115</td></tr><tr><td>出 稼 ぎ</td><td>－</td><td>2</td><td>1</td><td>3</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>2</td><td>5</td></tr><tr><td>日 雇 ・ 臨 時 雇</td><td>－</td><td>18</td><td>36</td><td>54</td><td>11</td><td>14</td><td>29</td><td>50</td><td>79</td></tr><tr><td>総 計</td><td>－</td><td>179</td><td>131</td><td>310</td><td>40</td><td>167</td><td>306</td><td>171</td><td>477</td></tr></table> （注）平成25年度「東海市の農業振興のためのアンケート調査」及び基礎調査に関する基礎資料「農家戸数の動向及び見通し」より推計した。		区 分			従 業 地				I	II	市 内		市 外		合 計		男	女	男	女	男	女	恒 常 的 勤 務	－	90	54	109	25	134	79	278	自 営 兼 業	－	69	40	109	6	6	75	40	115	出 稼 ぎ	－	2	1	3	1	2	3	2	5	日 雇 ・ 臨 時 雇	－	18	36	54	11	14	29	50	79	総 計	－	179	131	310	40	167	306	171	477
区 分		従 業 地																																																																					
I	II	市 内		市 外		合 計																																																																	
		男	女	男	女	男	女																																																																
恒 常 的 勤 務	－	90	54	109	25	134	79	278																																																															
自 営 兼 業	－	69	40	109	6	6	75	40	115																																																														
出 稼 ぎ	－	2	1	3	1	2	3	2	5																																																														
日 雇 ・ 臨 時 雇	－	18	36	54	11	14	29	50	79																																																														
総 計	－	179	131	310	40	167	306	171	477																																																														
（注）令和25年度「東海市の農業振興のためのアンケート調査」及び基礎調査に関する基礎資料「農家戸数の動向及び見通し」より推計した。																																																																							
2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策 該当なし		2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策 該当なし																																																																					
3 農業従事者就業促進施設 該当なし		3 農業従事者就業促進施設 該当なし																																																																					
4 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし		4 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし																																																																					

第 8 生活環境施設の整備計画

変 更 案			変 更 前 (現 在)	変更理由
1 生活環境施設の整備の目標 本市の農業集落は、大半が市街化区域に含まれているものの、都市基盤整備水準は依然として低く、併せて市民として住むことに喜びや誇りがもてるような魅力のあるまちづくりが課題となっている。そこで生活環境に密接な関わりをもつ、保健、医療、福祉、防災、安全性などに配慮したまちづくりを推進する必要がある。このため、市民生活の基礎となる公共下水道、住宅地、道路、河川、公共交通機関など都市基盤整備を図り、優れた都市景観の形成など魅力的なまちづくりを推進しなければならない。 また、都市化の進展に伴う幹線道路網の充実は、自動車から発生する大気汚染物質を増加させ、臨海工業地帯に林立する大企業の工場からの降下 <u>ばいじん</u> 、生活排水による水質汚濁、近隣騒音などの都市・生活型公害への対応も含め、環境保全林を設けるなど環境保全対策が重要な課題となっている。 本市では、南北に細長い帯状都市の立地を生かし、緑と住宅地の有機的なネットワークの形成を図り、都市活動と自然とが調和する、人にやさしいまちづくりを推進するため、身近な自然から地球環境問題まで、自然、リサイクル、環境、ごみ問題への多角的な取り組みを図って行く。 (1) 安全性	1 生活環境施設の整備の目標 本市の農業集落は、大半が市街化区域に含まれているものの、都市基盤整備水準は依然として低く、併せて市民として住むことに喜びや誇りがもてるような魅力のあるまちづくりが課題となっている。そこで生活環境に密接な関わりをもつ、保健、医療、福祉、防災、安全性などに配慮したまちづくりを推進する必要がある。このため、市民生活の基礎となる公共下水道、住宅地、道路、河川、公共交通機関など都市基盤整備を図り、優れた都市景観の形成など魅力的なまちづくりを推進しなければならない。 また、都市化の進展に伴う幹線道路網の充実は、自動車から発生する大気汚染物質を増加させ、臨海工業地帯に林立する大企業の工場からの降下 <u>塵塵</u> 、生活排水による水質汚濁、近隣騒音などの都市・生活型公害への対応も含め、環境保全林を設けるなど環境保全対策が重要な課題となっている。 本市では、南北に細長い帯状都市の立地を生かし、緑と住宅地の有機的なネットワークの形成を図り、都市活動と自然とが調和する、人にやさしいまちづくりを推進するため、身近な自然から地球環境問題まで、自然、リサイクル、環境、ごみ問題への多角的な取り組みを図って行く。 (1) 安全性	字句の修正		
治水については、洪水の調整機能を持つ田畑の宅地化や、それに伴うため池の埋め立てなどにより、雨水が短時間で河川に流れ込むようになり、土地の低い地域などでは、河川に排水しきれなかった水による浸水の被害が発生している。治水計画において河川の整備が遅れているため、整備を進める必要がある。 防災・減災については、南海トラフ地震などの大規模地震をはじめ、台風や近年頻発する局地的な集中豪雨など、自然災害に対する危機感が高まっていることから、都市インフラの長寿命化・更新などのハード対策、災害情報の伝達や自主防災組織の強化などのソフト対策の両面から防災・減災力の向上に取り組むとともに、災害発生後の復旧・復興、速やかな社会経済活動の再開など、地域の強靱化を図ることが求められている。 また、道路、橋りょうなどの道路施設の老朽化対策を進める必要がある。	震災面では、想定される東海・東南海地震などの大地震で落橋させないために本市管理の橋梁補強を進め、県管理の橋梁については早期対策を要望していくとともに、水道施設をはじめとするライフラインが地震に耐えられるよう整備に努める。 また、市民が集まる公共施設については計画的に耐震化を進め、耐震指数の低い木造住宅は耐震診断の実施を引き続き推進する。 さらに、農業用ため池の決壊等を防止するため、堤体及び余水吐、取水口等の付帯施設の改修を進める。	字句の修正		
交通安全・道路について、都市計画道路の歩道は整備されてきているが、エコプロムナード（花・水・緑の基幹軸）などの整備や、都市基盤（道路網・駅前広場など）の整備を進める必要がある。	交通安全面では、正しい交通ルールとマナーを習慣づけるために交通安全教育や広報・啓発活動を行うとともに、カープミラーなどの安全施設の充実を図る。	字句の修正		

変	更	案	変	更	前（現在）	変更理由
また、生活道路では、自動車と歩行者、自転車と同じ道路を使うため常に危険性があり、道路幅員の狭さから緊急車両が入れないなどの問題も生じていることから、狭い生活道路の拡幅整備を進め、移動しやすい道路環境をつくる必要がある。 消防・救急・防犯については、体制の一層の強化や関係機関と連携した生活安全、交通安全の取り組みなど、安心して安全に日常生活を送ることができる環境づくりが求められている。			防犯面では、コミュニティ、防犯ボランティア団体などと連携した防犯活動を推進するとともに、夜間における歩行者、自転車利用者等の安全確保のため、防犯灯を設置し、維持管理及び整備拡充に努める。 消防では、消防車両・資機材や消火栓・防火水槽などの消防水利の整備・充実と教育、訓練、研修などにより、消防職員・消防団員の資質向上を図るとともに、防火対象物への立入検査を実施し、火災予防に努める。 また、高齢者宅などの防火診断や訓練指導、各種講習会などを通して、防火意識の高揚を図る。			字句の修正
(2) 保健性			(2) 保健性 本市と知多市は、両市の現ごみ焼却施設等（ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設）が耐用年数を迎える時期を見据え、平成 35 年度に両市による新しいごみ焼却施設等の完成を目指し、効率的な施設運営による経費削減と、環境にやさしい循環型社会形成の一層の推進を図るため、統合事務を開始することとした。			字句の削除
公共下水道の汚水整備は区域を拡大し進めているが、人口普及率は 86.9%（令和 4 年度）となっており、全国及び愛知県平均の 81.0%（令和 4 年度）と比べて高いが、更なる整備を進める必要がある。			公共下水道については、計画的に整備するとともに、下水道に関する説明会の開催や助成制度などの啓発を通して、接続率を高める。 また、普及率の向上に伴う浄化センターへの流入量の増大に対応するため、処理施設の改修、増設などを進め、河川の BOD、窒素、りんなどの測定を定期的に行い、水質の向上に努める。 下水道整備計画に定めのない区域では、合併浄化槽の設置を支援する。 さらに、既に整備が完了している管渠や処理場等下水施設については、適切な維持管理を図る。			字句の修正
ごみについて、多くの方々の努力により、一人 1 日当たりのごみの排出量及び一人 1 日当たりの家庭系ごみの排出量は、順調に減少が続けていたが、令和 2 年度、国が示していた減量目標（目標：500 g 以下、実績：520 g）を達成することができなかったことから、引き続き、更なる 3 きり運動（使いきり、食べきり、水きり）、資源化の促進などを啓発する必要がある。						字句の追加

変 更 案	変 更 前 (現 在)	変更理由
<u>健康・医療については、市民一人ひとりが心身の健康を維持し、豊かな人生を送ることができるよう、疾病を予防し、重症化を防ぐための予防接種や健康診断などの取り組みの強化とあわせて、住み慣れた地域で安心して医療を受けることができる環境の構築が求められている。</u> <u>また、健康づくりと疾病予防を目的とした「健康増進法」の考え方を踏まえた「東海市いきいき元気で健康長寿のまちづくり条例」や、「東海市トマトで健康づくり条例」に基づき、健康づくりに対する意識の向上や環境の整備を推進することで市民が健康的な生活を送り、健康づくりが促進されることが必要である。</u> <u>給水については、現在の水道事業において、給水収益が減少となる一方で、水道施設の老朽化が進行し、更新需要の高まりによって投資額は大きく増加することが見込まれており、経営環境は厳しくなることが予測されている。このことから、長期的視点を踏まえた戦略的な計画を立案し、市民に対して事業の安定性や持続性を示していく責任が求められている。</u> (3) 利便性 <u>交通量の増加により道路網の整備が望まれているが、都市計画道路などが一部未整備で道路網が完成していないため、既存の道路に合流する箇所で渋滞が発生し、円滑な移動の妨げになっている。そのため、渋滞緩和など、道路利用者の利便性の向上を図るため、将来の交通量に適した道路整備による幹線道路網の構築を推進する必要がある。</u> <u>公共交通について、社会全体においては、持続可能な開発目標（SDGs）に取り組んでおり、実現に向けた17の目標は交通分野にも大きく関連する。本市は、令和4年に令和32年を目途に温室効果ガス排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティ宣言を掲げており、ゼロカーボンシティや持続可能な開発目標の実現のためには、温室効果ガスの排出量が少ない公共交通機関の利用促進に繋がる取り組みを進めるとともに、公共交通が利用しやすい環境を整える必要がある。</u>	<u>医療については、医師会などと連携を図って、市民の安心と健康を確保する。</u> <u>また、在宅当番医制を進め、深夜や休日の緊急時に安心して医療を受けることができるよう、一次救急医療体制を維持する。</u> <u>さらに、救急体制の強化のため、救急車両や資機材を計画的に整備し、専門的な知識・技術を持つ救急救命士を養成するとともに、訓練などにより救急隊員の資質向上に努め、救急現場に居合わせた人が心肺蘇生法、AEDの操作ができるよう、市民の救命知識と技術の向上を図る。</u> <u>病院については、質の高い医療を提供する地域完結型の中核病院を目指し、東海市民病院と知多市民病院を施設統合する公立西知多総合病院を、旧東海市民病院の敷地に、平成27年度開院に向けて建設を進めている。</u> <u>さらに、「21世紀の森づくり事業」を引き続き行い、環境保全林を設置し、工場からの降下煤塵、大気汚染などの公害を抑制し、健全な住環境及び安心安全な農作物の生産を図るとともに、周辺住民の森林景観を創出し、気象、土壌、生物の生息などを保全する。</u> 字句の追加 (3) 利便性 <u>道路では、(都)西知多道路(西知多産業道路)、(都)名古屋半田線、(都)養父森岡線などの都市と都市を結ぶ幹線道路を整備して渋滞をなくし、住宅地への通り抜け車両を防止するとともに、幹線道路を補完する補助幹線道路を整備し、移動を容易にするよう努める。</u> <u>また、生活道路の通過交通対策や地震・火災などの災害時に緊急車両が円滑に進入できるよう、狭あい道路の拡幅整備を地域住民と協働して効率的に進める。</u> <u>さらに、公共施設、民間集客施設や鉄道駅周辺に駐車場や駐輪場を確保するとともに、公共駐車場や駐輪場の適切な管理運営を行い、利用者の利便性の向上を図る。</u>	字句の修正 字句の修正

変 更 案	変 更 前 (現 在)	変更理由
<u>都市基盤の形成については、多極ネットワーク型コンパクトシティの形成に向け、居住や経済活動の舞台として利便性が高く居心地の良い都市空間の形成や、適切な土地利用や道路・公園緑地などの都市施設の整備、地域公共交通の充実などが求められている。</u> <u>また、リニア中央新幹線の開業など本市を取り巻く環境の変化に応じて、本市の魅力を高める取り組みや各種インフラ・施設などの老朽化対策・更新などが求められている。</u> <u>買い物などの日常生活に不便な地区があり、公共交通の充実を図る必要がある。</u> <u>鉄道は、交通結節点における安全かつ円滑な交通の確保及び交通機関相互の乗り継ぎ利便性の向上が望まれている。</u> <u>路線バスは、東海市と大府市の鉄道駅を結ぶ、東西の公共交通軸となっている。また、らんらんバス（循環バス）が市内を巡回し、高齢者等の日常的な移動手段や鉄道駅へのアクセス手段となっており、重要な役割を担っている。今後は鉄道や路線バス、タクシーなどと連携を図り、地域の地理的特性や利用者ニーズに合った公共交通の充実を図る必要がある。</u> <u>情報通信は、スマートフォンなどのデジタル機器の普及に伴い、社会のデジタル化が急速に進展し、デジタル技術は市民生活に欠かせないものとなっている。行政においても、デジタル技術を活用してさまざまな手続のオンライン化や公共施設の使用料を含む公共料金のキャッシュレス決済の導入など、市民や事業者にとって利便性の高いサービスの提供が求められている。</u> <u>また、デジタル技術の活用や近年進められているオープンデータなどの公的な領域・資源を、民間主体で利活用できるようにする公民連携など、新たな手段・手法による効率的で効果的なまちづくりの推進が必要である。</u>	<u>路線バスでは、市内の主要な施設等を循環するバスネットワークの構築及び通勤通学等の移動手段を確保することにより、幅広い市民の生活交通の手段とし、高齢者や障害者が利用する主要な施設を効率的に結び、日常生活行動（通院、買い物、余暇活動等）を支える移動手段を確保することにより、高齢者等が一人で出かけることを可能とし、ひきこもり防止や社会参加を支援する。</u> <u>また、市民ニーズを踏まえながら、路線バスとの役割分担等に配慮しつつ、コミュニティバス（らんらんバス）等の路線網の再構築等を進め、バス交通の利便性の向上を図る。</u> <u>情報面では、様々な方法で分かりやすく情報を提供することや市に意見を伝えやすい環境を整備することで、情報の発信と収集が頻繁に行われ、市民同士がつながりを持つことができるよう、必要な情報が行き交うまちづくりを進める。</u> <u>また、市民が安心して情報発信できるよう職員を対象に研修などを実施し、個人情報保護に関する知識や意識の向上を図り、個人情報の適正な管理と情報セキュリティ対策を徹底する。</u> <u>さらに、個人情報の取り扱いが正しく理解されるよう市民への啓発に努める。</u>	字句の追加 字句の修正 字句の修正

変 更 案	変 更 前 (現 在)	変更理由
(4) 快適性 高齢者福祉については、核家族化、女性の社会進出、少子化などの社会環境の変化により、家族の介護が受けられない高齢者が増加する傾向にあり、加齢や障がいなどによる不自由さを抱えても、福祉行政サービスなどを享受することで、安心して暮らし続けられる環境の整備が求められます。そのため、支援が必要な高齢者に対し、それぞれの状況やニーズに合った福祉サービスの充実を図る必要がある。 子ども・子育てについては、全国的に30年以上も少子化が続くなか、各家庭が望んでいる家族を構成でき、一人ひとりの子どもの幸せを実現できるよう、健康・福祉・教育など、さまざまな分野が連携して、切れ目のない子育て支援を継続させることが求められている。 また、乳幼児期から健全な成長を見守りながら、質の高い保育・幼児教育サービスを提供するなど、安心して子育てがしやすい環境を整備することにより、多くの子育て世代に選ばれるまちづくりを推進することが望まれる。 生涯学習については、市民一人ひとりが充実した日々を送り、生活の質を高められるよう、学びや文化芸術、スポーツなど、それぞれの趣味や志向、問題意識に応じた活動を行うことができる、多様な機会の提供や場の整備が求められている。 学校教育・学習環境については、教育現場におけるデジタル化が進むなか、さまざまな変化への対応が求められる社会において、児童生徒一人ひとりが体験を通じて生きる力を育むことができる、時代に即した質の高い教育と快適な学習環境の整備が求められる。 また、スクールカウンセラーや心の相談員、スクールソーシャルワーカーなどを通じた不登校などの課題の解決、食育を通じた健やかな体づくりによる心身の成長の促進、	(4) 快適性 高齢者への福祉では、高齢者が健康で安心して暮らすことができるように、地域の支援合い活動の促進と人とふれあう機会づくりを支援する。高齢者自身が地域の活動に参加することで、心豊かな暮らしにつながっていく。 また、介護に対する地域社会の理解を深めることや相談先などの情報を提供すること、家族介護者の負担軽減を図るなどの支援を行い、市民活動団体と連携して、認知症の情報提供や理解に対する普及・啓発を行う。 児童福祉では、子どもが健やかに育つ支援サービスを充実させるとともに、多様な保育ニーズなどへの対応のために、保育園や支援センターなどの施設や機能を充実させる。 また、乳幼児健診や育児相談などを通して、子どもの成長発達について理解でき、健やかな成長を促す子育てができるよう支援し、子育てなどのストレスを軽減するため、悩みを相談でき、安心して子育てができるよう育児や子どもへの接し方を学ぶことができる体制などを充実させる。 都市公園や緑地については、緑の骨格軸となる公園や緑地の整備、保全地区の指定などにより、良好な自然環境を保全するとともに、新たな緑を生み出していくための森づくりに関する事業などを展開する。 また、季節の催しや市民参加によるイベントなどの開催により、魅力ある公園にする。河川改修などを行うときには、地域の状況を考慮して気候に散策ができる水辺づくりを推進し、自然環境の豊かなため池については、保全に努める。 生涯学習については、市民が自主的・主体的な学習活動によって、生きがいを持つことができるように、様々な学習の機会や情報を提供し、講座・教室の内容を充実するとともに、活動支援のための指導者やボランティアを発掘し、育成することにより、資質の向上を図り、指導者間やボランティア間の連携に努める。	字句の修正 字句の修正 字句の削除 字句の削除 字句の修正 字句の追加

変	更	変	更	前（現在）	変更理由
家庭・地域・学校が互いに連携・協働した学校運営の改善などにより、未来を担う子ども達への育ちの支援が求められている。 環境については、市民の日常的な快適性を高めるため、降下ばいじんの低減や環境美化など、環境保全の取り組みを一層推進することが求められている。 また、地球規模での環境問題に向き合い、カーボンニュートラルを目指した地球温暖化対策や循環型社会の構築などに取り組みとともに、生物多様性などの環境保全の意識向上を図る環境学習を推進するなど、持続可能な地域づくりが求められている。 地域社会については、地域社会におけるつながりの希薄化などに起因する諸問題を解決するため、地域活動や市民活動に対する支援、コミュニティをまちづくりの重要なパートナーとした地域運営体制の構築などが求められている。 また、生活様式や価値観の多様化、外国籍市民の増加など、地域社会の変化や特性に広じて、だれもが互いに多様性を尊重し合い、ともに支え合う地域社会づくりが求められている。 市内の河川は、治水対策を重点に整備されてきたことにより、コンクリートブロックの護岸になり、川辺で遊んだり、水に親しむことが少なくなった。更に、宅地化によるため池の埋め立ては、小動物の生息地をなくし、市民が緑や自然環境に接する機会を減らしている。 また、花と緑はまちの景観に彩を与え、市民生活に憩いとやすらぎをもたらすものであり、都市の快適な景観づくりに欠かせない公園や緑地は、人と自然がふれあう場と同時に災害時の避難場所にもなる。都市化、高齢化、余暇時間の増大などにより、市民の公園や緑地に対する関心が高まっており、市民の憩いの空間となるよう、花と緑につつまれた魅力ある公園や緑地の整備を推進するとともに、だれもが安心して、安全に公園や緑地を利用できるよう公園施設の長寿命化を進め、適切な維持管理に努める必要がある。					字句の追加 字句の追加 字句の追加 字句の追加 字句の追加 字句の修正
(5) 文化性 文化芸術・スポーツについては、市民が文化芸術にふれ、関わっていくことができるよう、質の高い文化芸術鑑賞の機会を提供することで、心豊かな人材を育成する必要がある。		(5) 文化性 文化財や先人の教えの調査、保存、活用を進めることで、郷土の歴史や文化への興味や関心を啓発し、郷土への愛着につなげ、様々な文化・芸術にふれることができる場、施設、機会を多く提供するとともに、必要な情報を手軽に得ることができることなどを通して、文化・芸術による感動が生まれるまちをつくる。			

変 更 案	変 更 前 (現 在)	変更理由
また、学校や事業者、各種団体などと連携を強化し、自ら身体を動かして行う「する」スポーツだけでなく、プロスポーツをはじめとした各種競技大会を観戦する「みる」スポーツ、監督・指導者や大会のスタッフ・ボランティア、また、ファンとして関わる「ささえる」スポーツの視点により、市民のスポーツ活動を推進する必要がある。 郷土の歴史や伝統文化については、普及のため関係団体などと協力し、市民の興味・関心を醸成することができるとともに、伝統文化などの取り組みの取り組みに對し、参加者が継続して活動できる環境を整備することが求められている。 さらに、文化財などは保存するだけでなく、地域などとも連携しながら普及啓発を行い、次世代に大切に継承する環境を整える必要がある。	郷土の歴史や伝統文化の継承と発信、文化財の保存と活用を図るとともに、市民の文化意識を高め、芸術文化活動を盛んにするため、芸術文化の創造拠点となる新文化施設（ユウナル東海）が平成 27 年にオープンする。 スポーツ振興の中心となる総合型地域スポーツクラブなどの活動を充実させ、各種スポーツ教室・大会の開催やスポーツ情報を提供するなど、市民が気軽にスポーツに親しむ機会をつくる。 また、学校の部活動や地域のスポーツクラブなどで、競技スポーツを活躍にするなど、全国や世界で活躍する選手を育成する。	字句の追加 字句の修正 字句の追加 字句の削除
2 生活環境施設整備計画 該当なし 3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし 4 その他の施設の整備に係る事業との関連 該当なし	2 生活環境施設整備計画 該当なし 3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし 4 その他の施設の整備に係る事業との関連 該当なし	

第9 付 図

変 更 案		変 更 前 (現 在)		変更理由
別 添		別 添		字句の修正
1	土地利用計画図 (付図 1 号)	1	土地利用計画図 (付図 1 号)	
2	農業生産基盤整備開発計画図 (付図 2 号)	2	農業生産基盤整備開発計画図 (付図 2 号) <u>該当なし</u>	
3	農用地等保全整備計画図 (付図 3 号)	3	農用地等保全整備計画図 (付図 3 号)	
4	農業近代化施設整備計画図 (付図 4 号)	4	農業近代化施設整備計画図 (付図 4 号) 該当なし	
5	農業就業者育成・確保施設整備計画図 (付図 5 号)	5	農業就業者育成・確保施設整備計画図 (付図 5 号) 該当なし	
6	生活環境施設整備計画図 (付図 6 号)	6	生活環境施設整備計画図 (付図 6 号) 該当なし	
7	農用地区域に含めないことが相当な農用地の図面 (付図 7 号)	7	農用地区域に含めないことが相当な農用地の図面 (付図 7 号)	

別記 農用地利用計画

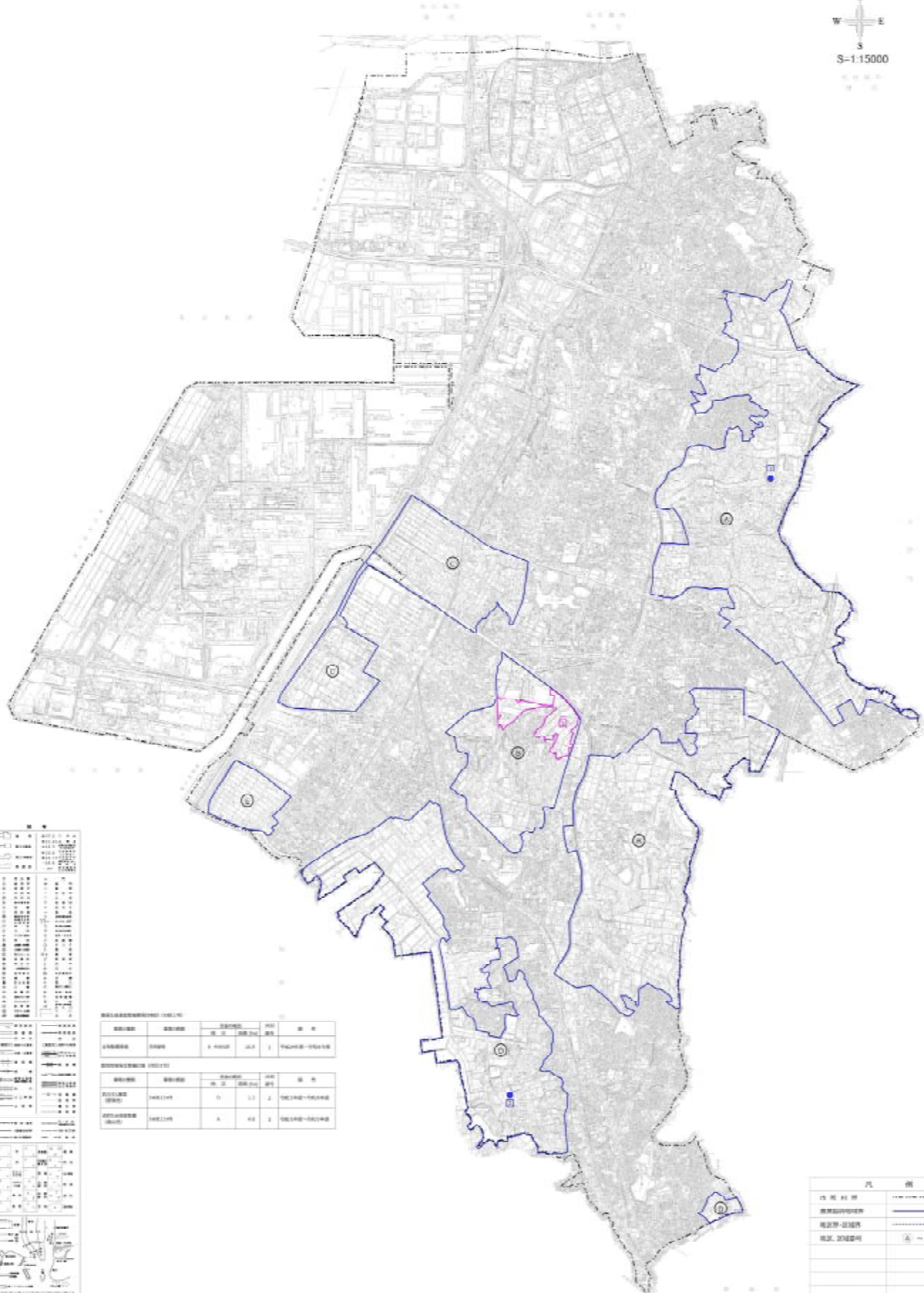
変 更 案			変 更 前（ 現 在 ）			変更理由
(1) 農用地区域			(1) 農用地区域			字句の追加
ア 現況農用地等に係る農用地区域			下表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち「除外する土地」欄に掲げる土地及びこれららの土地以外の土地であって、墓地、鉄塔敷地、池沼、河川敷、鉄道敷、公有行政財産等を除いた土地を農用地区域とする。 (ただし、詳細は表示の手段としての平面図（付図8号）による。）			
地区・ 区域番号	区 域 の 範 囲	除 外 す る 土 地	地 区・ 区域番号	区 域 の 範 囲	除 外 す る 土 地	
A 荒 尾 地 区	名和町、荒尾町、富木島町の市街化区域境と大府市との境界線を結んで囲まれた区域	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地	A 荒 尾 地 区	名和町、荒尾町、富木島町の市街化区域境と大府市との境界線を結んで囲まれた区域	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地	
B 加 木 屋 地 区	富木島町、中央町、大田町、高横須賀町、加木屋町の市街化区域境と大府市との境界線を結んで囲まれた区域	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地	B 加 木 屋 地 区	富木島町、中央町、大田町、高横須賀町、加木屋町の市街化区域境と大府市との境界線を結んで囲まれた区域	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地	
C 大田新田地区	北は都市計画道路大池北線、西は西知多産業道路、南は国道155号線と中央町、大田町、高横須賀町、横須賀町の市街化区域境を結んで囲まれた区域	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地	C 大田新田地区	北は都市計画道路大池北線、西は西知多産業道路、南は国道155号線と中央町、大田町、高横須賀町、横須賀町の市街化区域境を結んで囲まれた区域	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地	
D 養 父 高 地 区	高横須賀町、養父町、加木屋町の市街化区域境と知多市との境界線を結んで囲まれた区域	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地	D 養 父 高 地 区	高横須賀町、養父町、加木屋町の市街化区域境と知多市との境界線を結んで囲まれた区域	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地	
E 養父新田地区	養父町の新田で市街化区域に囲まれた区域	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地	E 養父新田地区	養父町の新田で市街化区域に囲まれた区域	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地	
イ 現況森林、原野等に係る農用地区域						
アに掲げる土地の農業上の利用を確保するために必要な土地は、農用地区域とする。						

変 更 案		変 更 前（ 現 在 ）		変更理由																																	
(2) 用途 <u>区分</u> 下表の「地区・区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。 (ただし、詳細は表示の手段としての平面図〔付図８号〕による。)		(2) 用途 <u>区域</u> 下表の「地区・区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。 (ただし、詳細は表示の手段としての平面図〔付図８号〕による。)		字句の修正																																	
<table><tr><th>地 区 ・ 区 域 番 号</th><th>用 途 区 分</th></tr><tr><td rowspan="2">A 荒 尾 地 区</td><td>農 地：付図８号に示す黄色の土地</td></tr><tr><td>農業用施設用地：付図８号に示す橙色の土地</td></tr><tr><td rowspan="2">B 加 木 屋 地 区</td><td>農 地：付図８号に示す黄色の土地</td></tr><tr><td>農業用施設用地：付図８号に示す橙色の土地</td></tr><tr><td rowspan="2">C 大田新田地区</td><td>農 地：付図８号に示す黄色の土地</td></tr><tr><td>農業用施設用地：付図８号に示す橙色の土地</td></tr><tr><td rowspan="2">D 養 父 高 地 区</td><td>農 地：付図８号に示す黄色の土地</td></tr><tr><td>農業用施設用地：付図８号に示す橙色の土地</td></tr><tr><td rowspan="2">E 養父新田地区</td><td>農 地：付図８号に示す黄色の土地</td></tr><tr><td>農業用施設用地：付図８号に示す橙色の土地</td></tr></table>		地 区 ・ 区 域 番 号	用 途 区 分		A 荒 尾 地 区	農 地：付図８号に示す黄色の土地	農業用施設用地：付図８号に示す橙色の土地	B 加 木 屋 地 区	農 地：付図８号に示す黄色の土地	農業用施設用地：付図８号に示す橙色の土地	C 大田新田地区	農 地：付図８号に示す黄色の土地	農業用施設用地：付図８号に示す橙色の土地	D 養 父 高 地 区	農 地：付図８号に示す黄色の土地	農業用施設用地：付図８号に示す橙色の土地	E 養父新田地区	農 地：付図８号に示す黄色の土地	農業用施設用地：付図８号に示す橙色の土地	<table><tr><th>地 区 ・ 区 域 番 号</th><th>用 途 区 分</th></tr><tr><td rowspan="2">A 荒 尾 地 区</td><td>農 地：付図８号に示す黄色の土地</td></tr><tr><td>農業用施設用地：付図８号に示す橙色の土地</td></tr><tr><td rowspan="2">B 加 木 屋 地 区</td><td>農 地：付図８号に示す黄色の土地</td></tr><tr><td>農業用施設用地：付図８号に示す橙色の土地</td></tr><tr><td rowspan="2">C 大田新田地区</td><td>農 地：付図８号に示す黄色の土地</td></tr><tr><td>農業用施設用地：付図８号に示す橙色の土地</td></tr><tr><td rowspan="2">D 養 父 高 地 区</td><td>農 地：付図８号に示す黄色の土地</td></tr><tr><td>農業用施設用地：付図８号に示す橙色の土地</td></tr><tr><td rowspan="2">E 養父新田地区</td><td>農 地：付図８号に示す黄色の土地</td></tr><tr><td>農業用施設用地：付図８号に示す橙色の土地</td></tr></table>		地 区 ・ 区 域 番 号	用 途 区 分	A 荒 尾 地 区	農 地：付図８号に示す黄色の土地	農業用施設用地：付図８号に示す橙色の土地	B 加 木 屋 地 区	農 地：付図８号に示す黄色の土地	農業用施設用地：付図８号に示す橙色の土地	C 大田新田地区	農 地：付図８号に示す黄色の土地	農業用施設用地：付図８号に示す橙色の土地	D 養 父 高 地 区	農 地：付図８号に示す黄色の土地	農業用施設用地：付図８号に示す橙色の土地	E 養父新田地区	農 地：付図８号に示す黄色の土地
地 区 ・ 区 域 番 号	用 途 区 分																																				
A 荒 尾 地 区	農 地：付図８号に示す黄色の土地																																				
	農業用施設用地：付図８号に示す橙色の土地																																				
B 加 木 屋 地 区	農 地：付図８号に示す黄色の土地																																				
	農業用施設用地：付図８号に示す橙色の土地																																				
C 大田新田地区	農 地：付図８号に示す黄色の土地																																				
	農業用施設用地：付図８号に示す橙色の土地																																				
D 養 父 高 地 区	農 地：付図８号に示す黄色の土地																																				
	農業用施設用地：付図８号に示す橙色の土地																																				
E 養父新田地区	農 地：付図８号に示す黄色の土地																																				
	農業用施設用地：付図８号に示す橙色の土地																																				
地 区 ・ 区 域 番 号	用 途 区 分																																				
A 荒 尾 地 区	農 地：付図８号に示す黄色の土地																																				
	農業用施設用地：付図８号に示す橙色の土地																																				
B 加 木 屋 地 区	農 地：付図８号に示す黄色の土地																																				
	農業用施設用地：付図８号に示す橙色の土地																																				
C 大田新田地区	農 地：付図８号に示す黄色の土地																																				
	農業用施設用地：付図８号に示す橙色の土地																																				
D 養 父 高 地 区	農 地：付図８号に示す黄色の土地																																				
	農業用施設用地：付図８号に示す橙色の土地																																				
E 養父新田地区	農 地：付図８号に示す黄色の土地																																				
	農業用施設用地：付図８号に示す橙色の土地																																				

付図1号 土地利用計画図
東海市



東海市

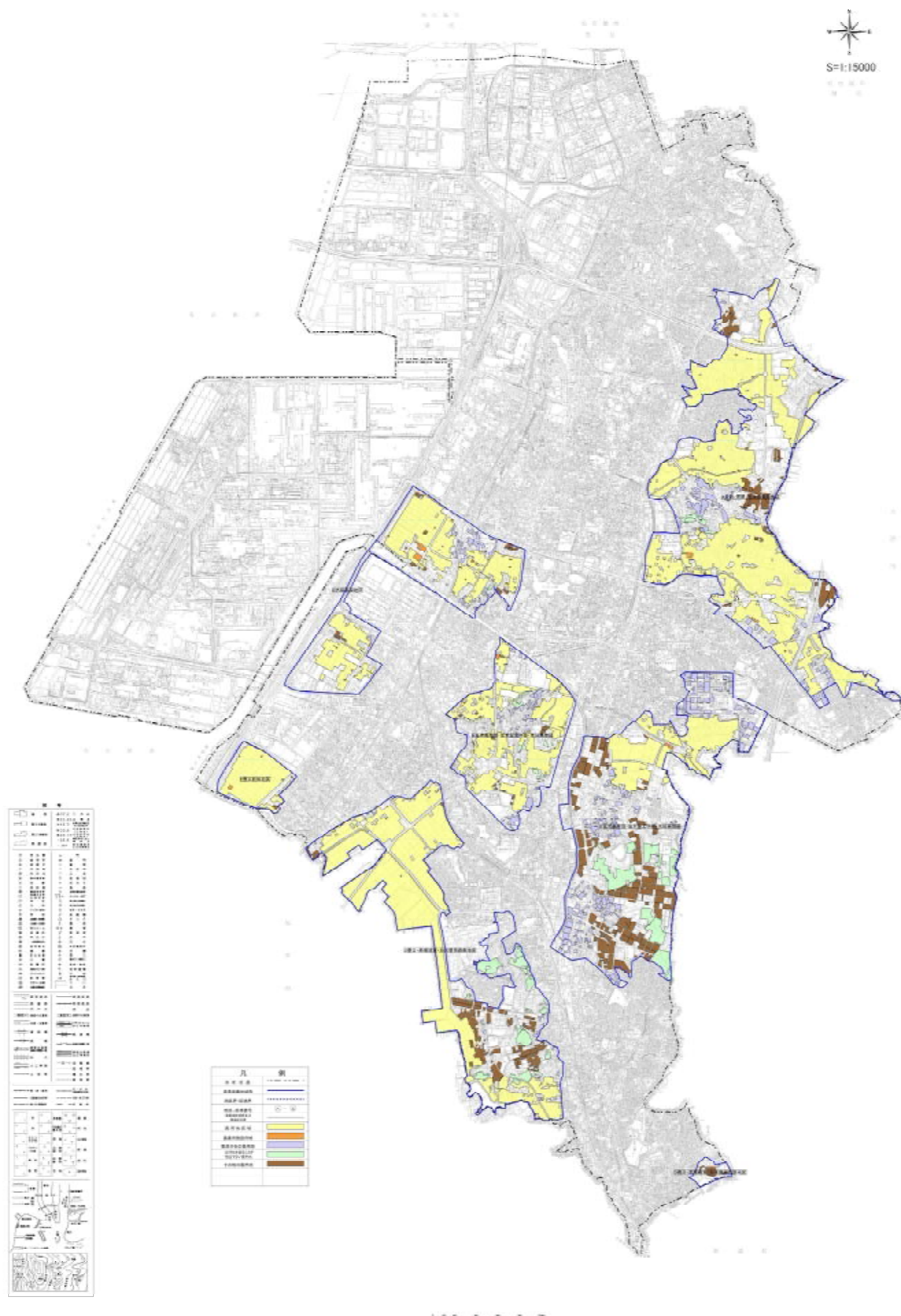


股票名称	股票代码	报告期净利润 (元)		每股收益 (元)	净资产收益率
		2015年	2016年		
上海医药	601607	8,400,000	10,500,000	2	中国医药行业龙头

股票名称	股票代码	报告期净利润 (元)		每股收益 (元)	净资产收益率
		2015年	2016年		
同仁堂	601333	0	3.3	2	中国中药行业龙头企业
康美药业	300909	6	6.6	2	中国中药行业龙头企业

凡 例	
内 容 提 要	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
关键词/关键词表	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
地址群-区域群	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
地址、区域群号	A ~ E

付図7号 農用区域に含めないことが相当な農用地の図面
東海市



様式第 1－1（整備計画の見直しによる変更）

農業振興地域整備計画変更理由書

東 海 市

1 農業振興地域整備計画変更の理由

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「法」という。）第 12 条の 2 に基づき基礎調査を実施し、農業の振興方向を再検討したところ、別記のとおり計画を変更する必要があるからである。

- （1）前回の農業振興地域整備計画策定（平成 26 年度）後 11 年以上経過したが、東海市（以下「本市」という。）の農業は、都市化が進む中一層の離農が進み、土地利用型農業を中心に担い手の不足や高齢化が深刻化している。

このため、本市の農業振興を図る上で、適正な土地利用及び農業生産の目標等を総合的に見直す必要が生じた。

- （2）農用地として現状を守る区域と開発をすべき区域で適正な土地利用を行うことにより、今後の農業のあり方を示し、地域計画等の方針に沿って農業振興を図ると同時に、生活環境を整備し農業経営の安定を目指す必要があることから、それに伴う土地利用計画の変更を検討する。

2 農用地利用計画変更の基本方針

社会情勢の変化に伴い、農業を取り巻く構造にも変化が現れ、本市においてもその影響を受けており、担い手の高齢化、農家の農業離れによる他産業への流出現象等も見受けられる。また、国において、「食料・農業・農村基本計画」及び「農用地等の確保等に関する基本指針」が令和 2 年に改定され、愛知県においては「愛知県農業振興地域整備基本方針」が令和 3 年に改定され、更に「農地中間管理事業の推進に関する法律」が令和 5 年に改正されたことにより、農地の確保と有効利用は重要な課題となってきたため、農業振興地域整備計画では、地域情勢を考慮した整備計画としての位置付けを持たせ、魅力ある農業の振興に取り組む。

今回の見直しについては、おおむね 10 年を見通して策定する計画であり、集団的な優良農地の確保を前提に考慮し、農用地区域からの安易な除外は抑制し、

本市における農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、第7次東海市総合計画及び東海市都市計画マスタープランと整合をとりつつ、地域の活性化を進めるとともに将来的に次世代の農業後継者の育成を行う環境を整備し、優良農地の保全に努める。

(1) 農用地区域への編入

以下の土地については、農用地区域への編入に努める。

ア おおむね 10ha 以上の規模の集団農用地で、優良農地として保全していくことが望ましい土地。

イ 過去又は現在において、国が実施又は補助する農業生産基盤整備事業が実施されている土地、あるいは今後国が実施又は補助の見込みのある土地。

ウ 農業の振興を図るため、農業上の利用に寄与することが見込まれる土地。

(2) 農用地区域からの除外

集団的農用地として保全していくことが極めて困難で、以下の要件を満たす農地については、農用地区域からの除外を検討する。

ア 近代化不可地

過去に農業生産基盤整備事業が実施されていない土地及び今後も実施する予定のない土地又は、工事完了後 30 年以上経過した土地で、条件（地形・水利・区画等）が悪いなど生産力が低く、効率的な近代的農業が営めないと認められる土地。

また、除外による関係農家の農業経営上の支障が少なく、近隣の農地等を与える影響が軽微である土地。

イ 集落介在地

住宅、店舗、地域の広場、公園等の集落施設に介在した土地で、かつ地域で実施された農業生産基盤整備事業の平均的整備規模（おおむね 30 a）以下の小規模な飛び農用地等で、周辺の農用地等と一体的、効果的な利用が困難な土地。

また、除外による関係農家の農業経営上の支障が少なく、近隣の農地等を与える影響が軽微である土地。

さらに、過去に農業生産基盤整備事業が実施されていない土地及び今後も実施する予定のない土地又は、工事完了後 20 年以上経過した土地。

※ 平均的整備規模の考え方の基準となる面積 30 a 以下について

基盤整備事業では大型機械による営農が可能な土地条件として、一ほ場の区画面積の基準を 30 a としている。このため 30 a 以下の農地は効率的な農業を営むことが困難であり、農用地区域の整理を行う必要があるという考え方に基づく。

ウ 個別案件の土地

農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項第 1 号から第 6 号に掲げる要件をすべて満たす土地及び法律第 10 条第 4 項に該当する土地で、除外する目的について農地法・都市計画法等、他法令による許認可の必要な場合の見込みが明らかな計画がある場合は検討するものとする。

(添付書類)

- 1 東海農業振興地域整備計画基礎調査に関する基礎資料
- 2 農業関係事業の実施状況図（基礎資料の付図 2 号～ 4 号、 6 号）
- 3 農用地利用計画変更（案）図
- 4 土地利用計画図（変更案 付図 1 号）
- 5 農業生産基盤整備開発計画図（変更案 付図 2 号）
- 6 農用地等保全整備計画図（変更案 付図 3 号）
- 7 農業近代化施設整備計画図（変更案 付図 4 号 該当なし）
- 8 農業就業者育成・確保施設整備計画図（変更案 付図 5 号 該当なし）
- 9 生活環境施設整備計画図（変更案 付図 6 号 該当なし）
- 10 農用地区域に含めないことが相当な農用地の図面（変更案 付図 7 号）
- 11 意見書（あいち知多農業協同組合・愛知用水土地改良区・東海市農業委員会）
- 12 その他必要な書類

別 記

I 土地利用計画の概要

第1 市町村の概要

単位:ha

区 分	総面積	農用地	田	畑	樹園地	採草放牧地	農業用 施設 用地	混 牧 林 地	左以外の 山 林 原 野	その他
前回見直し(26年) A	4,345	1,063	309	495	259	—	1	—	162	3,119
うち荒廃農地	12	12	5	7	0					
現 在(令和7年) B	4,343	505	121	222	163	—	2	—	87	3,749
うち荒廃農地	13	13	2	11	—					
増 減 C=B-A	▲2	▲558	▲188	▲273	▲96	—	1	—	▲75	630
うち荒廃農地	1	1	▲3	4	—					

- 資料：1. 前回面積は、平成26年度農業振興地域整備計画書による。
2. 現在面積は、地番管理調査による。(令和7年3月現在)
3. 荒廃農地面積は、「令和6年 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況」(R6.12.31)による。
4. 総面積は、平成26年10月1日国土地理院公表数値の変更による。
5. それぞれの面積を少数第一位で集計し、四捨五入を行ったため合計は一致しない。

第2 農業振興地域の概要

1 農業振興地域内の土地利用の現況

単位:ha

区 分	総面積	農用地	田	畑	樹園地	採草放牧地	農業用 施設 用地	混 牧 林 地	左以外の 山 林 原 野	その他
前回見直し(26年) A	1,207	605	230	231	144	—	2	—	104	496
うち荒廃農地	12	12	5	7	0					
現 在(令和6年) B	1,125	549	207	198	144	—	3	—	97	476
うち荒廃農地	10	10	2	9	—					
修 正 値 C	1,125	411	111	168	132	—	2	—	56	656
うち荒廃農地	10	10	2	9	—					
増 減 D=C-A	▲82	▲194	▲119	▲63	▲12	—	0	—	▲48	160
うち荒廃農地	▲2	▲2	▲3	2	—					

- 資料：1. 前回面積は、平成26年度農業振興地域整備計画書による。
2. 現在面積(荒廃農地面積を含む)は、「令和6年 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況」(R6.12.31)による。
3. 修正値面積は、地番管理調査による。(令和7年3月現在)
4. 総面積は、市街化区域への編入により変更。
5. それぞれの面積を少数第一位で集計し、四捨五入を行ったため合計は一致しない。

2 団地規模別農業生産基盤整備事業の実施状況別面積

土 地 の 区 分	① 20ha 以上			② 10～20ha		
	基盤整備対象地		未実施	基盤整備対象地		未実施
		内、区画 整 理 等 対 象 地			内、区画 整 理 等 対 象 地	
農用地区域内農地	80.0	43.7	28.8	59.5	50.7	9.1
農 振 白 地 農 地	—	—	—	—	—	—

③ 10ha 未満			④ 農地面積計			
基盤整備対象地		未実施	基盤整備対象地		未実施	計
	内、区画 整 理 等 対 象 地			内、区画 整 理 等 対 象 地		
145.8	107.7	24.7	285.3	202.1	62.6	347.9
159.0	127.6	42.3	159.0	127.6	42.3	201.3

資料: 「令和6年 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況」(R6.12.31)による。

第3 農用地区域の概要

1 農用地区域内の土地利用の現況

単位:ha

区 分	総面積	農用地					農業用 施設用 地	混 牧 林 地	左以外の 山 林 原 野	その他	
			田	畑	樹園地	採 草 放牧地				道 路 水 路	その他
前回見直し(26年) A	478	410	161	156	93	—	2	—	20	46	0
うち荒廃農地	9	9	3	6	0						
現 在(令和6年) B	411	348	141	114	93	—	3	—	19	42	
うち荒廃農地	10	10	2	9	—						
修 正 値 C	348	293	80	130	83	—	2	—	15	38	0
うち荒廃農地	10	10	2	9	—						
変 更 案 D	348	293	80	130	83	—	2	—	15	38	0
うち荒廃農地	10	10	2	9	—						
増 減 E=D-C	▲0	▲0	—	▲0	—	—	—	—	—	—	—
うち荒廃農地	—	—	—	—	—						

- 資料：1. 前回面積は、平成26年度農業振興地域整備計画書による。
2. 現在面積（荒廃農地面積を含む）は、「令和6年 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況」（R6.12.31）による。
3. 修正値面積は、地番管理調査による。（令和7年3月現在）
4. 変更案は、農用地区域変更を反映した数値。（除外候補地を差し引いた面積）
5. それぞれの面積を少数第一位で集計し、四捨五入を行ったため合計は一致しない。

2 農用地利用計画（用途区分別面積）

単位:ha

区 分	総 面 積	農 地	採草放牧地	農 業 用 施 設 用 地	混 牧 林 地
前回見直し(26年) A	478	476	—	2	—
現 在(令和6年) B	411	408	—	3	—
修 正 値 C	348	346	—	2	—
変 更 案 D	348	346	—	2	—
増 減 E=D-C	▲0	▲0	—	—	—

- 資料：1. 前回面積は、平成26年度農業振興地域整備計画書による。
2. 現在面積は、「令和6年 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況」（R6.12.31）による。
3. 修正値面積は、地番管理調査による。（令和7年3月現在）
4. 変更案は、農用地区域変更を反映した数値。（除外候補地を差し引いた面積）

第4 農用地区域変更の内容

1 土地利用の状況

単位:ha

区 分	総面積	農用地					農業用 施設 用地	混 牧 林 地	左以外の 山 林 原 野	その他	
			田	畑	樹園地	採 草 放牧地				道路 水路	その他
編 入 A	該 当	なし									
うち荒廃農地											
除 外 B	0	0	—	0	—	—	—	—	—	—	—
うち荒廃農地	—	—	—	—	—						
増 減 C	▲0	▲0	—	▲0	—	—	—	—	—	—	—
うち荒廃農地	—	—	—	—	—						

2 農用地利用計画

単位:ha

区 分		総 面 積	農 地	採草放牧地	農 業 用 施設用地	混牧林地
編 入 A		該 当	なし			
除 外 B		0	0	—	—	—
用途区分 の 変 更	変更前 C	該 当	なし			
	変更後 D	該 当	なし			
増 減 E=(A-B)+(D-C)		▲0	▲0	—	—	—

第5 農用地区域編入の内訳

該当なし

第6 農用地区域除外の内訳

1 行政案件

(近代化不可地)

図面 番号	所 在 ・ 地 番	面 積 (㎡)	土地利用 の 現 況	用 途 区 分	除外の目的	事業の実施状況
01	荒尾町犬久利11-4 荒尾町犬久利 13	958.00	畑	農 地	近代化不可地	—
計 1か所	計 2筆	計 958.00 ㎡				

[現況別集計]

畑 : 958.00 ㎡

2 個別案件

(個別案件)

図面番号	所 在	面積(㎡)	土地利用 の 現 況	用途 区分	除外の 目 的	事 業 の 実 施 状 況
計 か所	計 筆	計 ㎡				

[現況別集計]

: ㎡

第7 用途区分の変更の内訳

1 用途区分別移動面積

該当なし

2 地区別面積

該当なし

第8 農業用施設用地設定の明細

該当なし

第9 農用地区域を設定しない現況農用地の面積

面 積 (A)		農振内農用地 (B)		農用地区域内農用地 (C)
1 1 8 ha	=	4 1 1 ha	-	2 9 3 ha

農用地区域設定率 (C/B) 7 1 . 3 %

第10 計画変更に係る意見

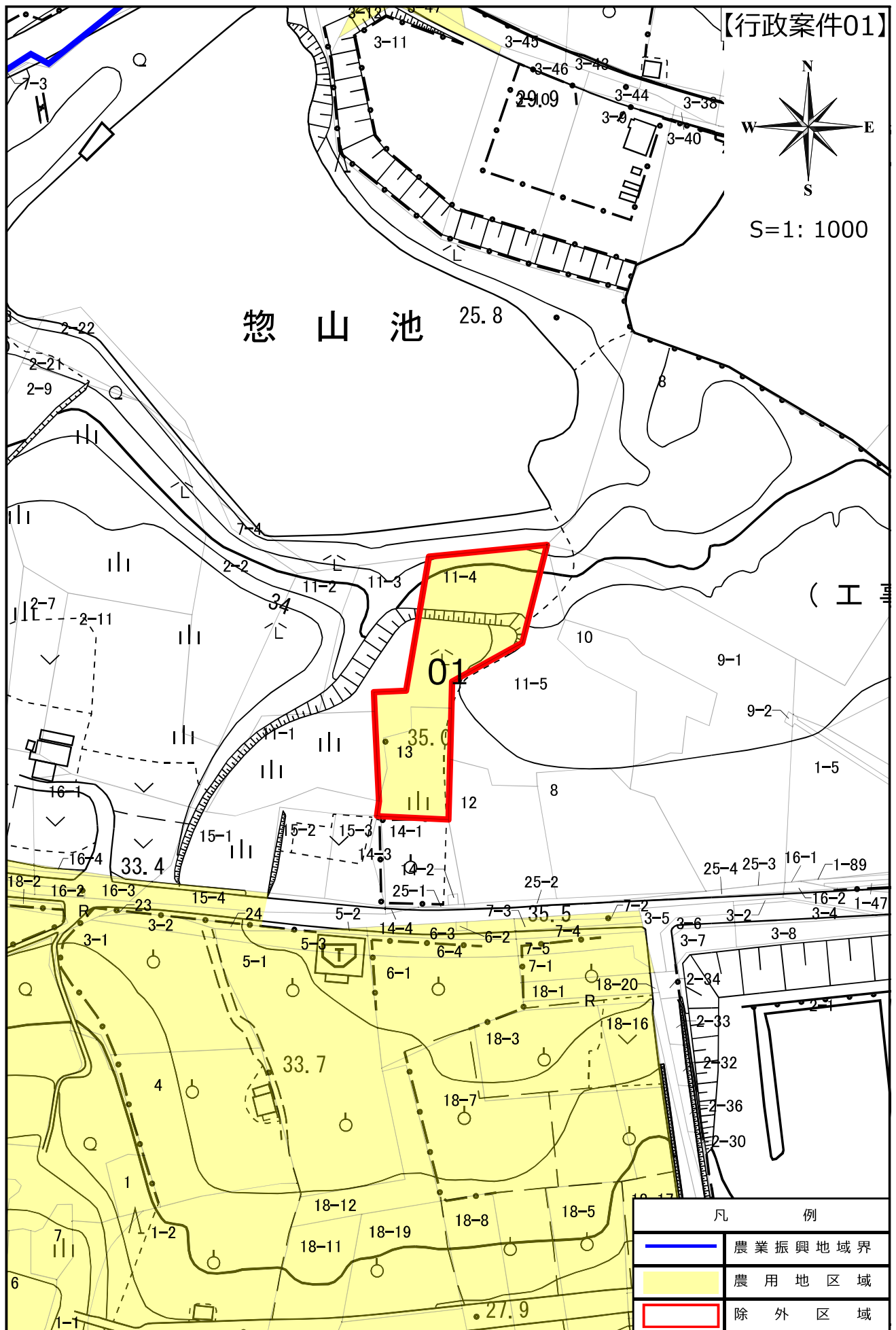
- | | | |
|---------------|---------|-------------|
| ① 農 業 委 員 会 | 「同意します」 | (令和 7年 月 日) |
| ② 愛知用水土地改良区 | 「同意します」 | (令和 7年 月 日) |
| ③ あいち知多農業協同組合 | 「同意します」 | (令和 7年 月 日) |

変更内容個別検討調書

変更理由書番号

1

変更の目的	近代化不可地					
事業計画者	住所 東海市中心中央町一丁目1番地 氏名 東海市長 花田 勝重					
変更する土地	土地の所在地番	地 目		面積(m ²)	指 定 用 途	
		登記簿	現 況			
	東海市 荒尾町犬久利 11-4 荒尾町犬久利 13	畑	畑	958.00	農地	
建設計画	建 物	_____				
	構築物	_____				
	その他	_____				
農業生産基盤整備事業の実施(予定)状況	事業名	地区名	事業主体	受益面積(ha)	事業完了年度	その他
	—	—	—	—	—	—
当該土地の選定理由	土地の条件(地形・水利・区画等)が悪いなど生産力が低く、効率的な近代的農業が営めないと認められ、かつ過去に農業生産基盤整備事業が実施されていない土地及び今後実施する予定のない土地又は、農業生産基盤整備事業完了後30年以上経過した土地で、土地利用の集団性や関係農家の農業経営上の支障が少なく、近隣の農地等に与える影響が軽微である未整備農用地及び今後一体的に農用地区域として利用が困難な農用地であるため、農用地区域から除外する。					



農用地利用計画変更(案)図
東海市



凡 例	
1. 凡在本校就读的学生	均须参加本课程的考核
2. 凡在本校就读的学生	均须参加本课程的考核
3. 凡在本校就读的学生	均须参加本课程的考核
4. 凡在本校就读的学生	均须参加本课程的考核
5. 凡在本校就读的学生	均须参加本课程的考核
6. 凡在本校就读的学生	均须参加本课程的考核
7. 凡在本校就读的学生	均须参加本课程的考核
8. 凡在本校就读的学生	均须参加本课程的考核
9. 凡在本校就读的学生	均须参加本课程的考核
10. 凡在本校就读的学生	均须参加本课程的考核